

社会技術研究開発事業

**SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム**

**(社会的孤立・孤独の予防と  
多様な社会的ネットワークの構築)**

**Solution-Driven Co-creative R&D Program for SDGs (SOLVE for SDGs)**  
**: Preventing Social Isolation & Loneliness and  
Creating Diversified Social Networks**

**2023 年度 (令和 5 年度) 公募要領**

公募期間

2023 年 4 月 6 日 (木)

~2023 年 6 月 7 日 (水) 午前 12:00 (正午)



社会技術研究開発センター

2023 年 4 月

# 社会技術研究開発事業提案公募の概要

## SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)

2023 年度の公募・選考の主なスケジュールは、次ページの通りです。日程は今後変更となることもありますので、必ず事業ウェブページにて最新情報をご確認ください。

**提案書様式などの書類一式や最新情報は、以下の事業ウェブページに掲載しています。**

**[https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)**

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。(「4.6 応募方法」参照。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールなどによる応募受付はできません。)

募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記載漏れなどを指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認の上での提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

■ 選考スケジュール

募集開始	4月6日(木)
募集説明会	4月27日(木) オンライン実施 詳細は提案募集ウェブページに掲載 ( <a href="https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html">https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html</a> )
提案書受付期限 ※1	6月7日(水) 午前12:00(正午)【厳守】
書類選考期間	6月～7月(予定)
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡(予定) 面接選考対象の方は、「発表動画」・「発表スライド」や「面接選考に際しての事前確認事項への回答」を作成の上、面接選考会に先立ちご提出いただきます。
面接選考会 ※2	8月7日(月)、8日(火)(予定)
面談(採択条件の説明)	8月25日(金)(予定)
選考結果の通知・発表	9月下旬(予定)
研究開発の開始	10月上旬(予定)

※1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)での受付期限日時です。

※2 面接選考会は Zoom 等によるオンライン形式を予定しています。事前の接続テストにご協力をお願いする場合があります。

■ その他留意事項

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。**面接選考では、研究代表者に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。**
- b. 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず研究代表者に通知します。
- c. 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。
- d. 応募時に研究代表者が研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です。詳細は「4.5 応募要件」「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

- 「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム (SOLVE for SDGs)」における、「シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ」と「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」について

RISTEXでは、SDGsの達成に向けて、複合的で幅広いテーマの地域課題に対して既存技術シーズを活用した即効性のあるソリューション創出やソリューションの他地域展開を目指した研究開発プログラムとして、「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム (SOLVE for SDGs)」と題し、シナリオ創出フェーズとソリューション創出フェーズの2種類の活動を、2019年度より実施しています。社会的孤立・孤独はSDGsの重要な観点の一つであることから、2021年度に当該プログラムの下で社会的孤立枠として、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」を設定し、研究開発を開始しました。以下は、「社会的孤立枠」と「シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ」の特徴になりますが、詳細は必ず各公募要領本文の説明を参照してください。

#### <社会的孤立枠>

「社会的孤立・孤独の予防」に関する研究開発であり、その要因やメカニズム理解、新しい社会像の描出といった人文・社会科学などの知見を使った学術的な研究から、社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法（指標等）、社会的孤立・孤独の予防施策の開発とそのPoC（Proof of Concept:概念実証）までを、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場と協働して一体的に実施します。

#### <シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ>

「社会的孤立・孤独の予防」に限らず、地域が抱える具体的な社会課題に対して、研究代表者と、地域で実際の課題解決にあたる協働実施者が共同で、既存の技術シーズの活用による解決策（事業構想、事業計画等）を創出していくことを目指します。（社会課題の解決のために活用する技術シーズがすでにあることが必須条件となります）

提案のご応募にあたっては、本公募要領の記載内容を十分ご確認ください。

皆様からのご応募お待ちしております。

## 社会技術研究開発事業 2023 年度 提案公募一覧

社会技術研究開発センターでは、2023 年度、以下の研究開発プログラムの提案募集を行う予定です。内容が変更になる可能性がありますので、各プログラムの公募要領・提案書様式や各種日程は、必ず以下の事業ウェブページにて最新情報をご確認ください。

[https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)

プログラム	科学技術の倫理的・法制的・社会的課題 (ELSI)への包括的実践研究開発プログラム	SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (SOLVE for SDGs)		
		シナリオ創出/ソリューション創出フェーズ	社会的孤立枠	新規枠 (予定) * 2023 年度新設
キーワード	新興科学技術の ELSI 対応	技術シーズ活用による地域の社会課題解決	社会的孤立・孤独の予防	(調整中)
公募期間	4月6日(木)～6月7日(水) 正午			(調整中)
研究開始	10月上旬(予定)			(調整中)
プログラム目標・概要	新興科学技術の倫理的・法制的・社会的課題 (ELSI)への対応と責任ある研究・イノベーションの営みの普及・定着を目指し研究・技術開発の初期段階から包括的に ELSI に取り組む、実践的協業モデルを開発	SDGs 達成への貢献に向けた社会課題の解決		
		地域が抱える具体的な社会課題に対して、研究代表者と地域で実際の課題解決にあたる協働実施者が共同で、既存の技術シーズの活用による即効性のある解決策を創出	様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズム解明、孤立・孤独リスク評価手法(指標等)及び社会的孤立・孤独の予防施策開発と、その PoC (概念実証)までを一体的に推進	(調整中)
研究開発期間	研究開発プロジェクト：1～3年半 プロジェクト企画調査：6ヵ月(単年度)	シナリオ創出フェーズ：原則2年 ソリューション創出フェーズ：原則3年	原則3年半	(調整中)
研究開発費(直接経費) *1 課題あたり	研究開発プロジェクト：600～1,200万円/年 程度 プロジェクト企画調査：150～300万円/半年 程度	シナリオ創出フェーズ：600万円/年 程度上限 ソリューション創出フェーズ：1,900万円/年 程度上限	1,900万円/年 程度上限	(調整中)
プログラム総括	唐沢 かおり 東京大学 大学院人文社会系研究科 教授	関 正雄 放送大学 客員教授 ／損害保険ジャパン(株) 経営企画部 シニア アドバイザー	浦 光博 追手門学院大学 教授 ／広島大学 名誉教授	(調整中)
説明会 4/27(木)	○	○	○	(調整中)
問合せ先 (個別/共通)	boshu-elsi@jst.go.jp	boshusolve@jst.go.jp	boshu-koritsu@jst.go.jp	(調整中)
	boshu@jst.go.jp (国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 募集担当)			

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募にあたって</b> .....	<b>8</b>
1.1 社会技術研究開発事業の概要 .....	8
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	9
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	9
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	11
1.2.3 公正な研究活動を目指して .....	12
<b>第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方</b> .....	<b>13</b>
<b>第 3 章 研究開発プログラムの概要</b> .....	<b>19</b>
3.1 プログラム目標 .....	19
3.2 研究開発対象 .....	19
3.3 PoC と社会実装に向けた準備 .....	22
3.4 提案及び研究開発にあたっての留意事項 .....	23
3.5 本プログラムのマネジメントについて .....	24
<b>第 4 章 公募・選考</b> .....	<b>27</b>
4.1 公募期間・選考スケジュール .....	27
4.2 研究開発期間 .....	28
4.3 研究開発費（直接経費） .....	28
4.4 採択予定件数 .....	29
4.5 応募要件 .....	29
4.5.1 重複応募について .....	29
4.5.2 提案者の要件 .....	29
4.5.3 研究機関の要件 .....	31
4.6 応募方法 .....	31
4.7 選考方法 .....	32
4.7.1 選考の流れ .....	32
4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施 .....	33
4.8 選考にあたっての主な視点 .....	35
4.9 その他留意事項 .....	37

<b>第 5 章 採択後の研究開発の推進等について</b> .....	<b>39</b>
5.1 実施計画 .....	39
5.2 実施体制 .....	39
5.3 実施拠点 .....	40
5.4 委託研究契約 .....	40
5.5 研究開発費 .....	41
5.5.1 研究開発費（直接経費） .....	41
5.5.2 間接経費.....	42
5.5.3 複数年度契約と繰越制度について .....	43
5.6 報告 .....	43
5.7 評価 .....	43
5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等 .....	44
5.9 研究機関等の責務等 .....	45
5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合 .....	48
5.11 その他留意事項.....	48
5.11.1 出産・子育て・介護支援制度 .....	48
5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について .....	49
<b>第 6 章 応募に際しての注意事項</b> .....	<b>50</b>
6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	50
6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	52
6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	54
6.4 不正使用及び不正受給への対応 .....	55
6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	57
6.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	57
6.7 繰越について .....	57
6.8 府省共通経費取扱区分表について.....	58
6.9 費目間流用について .....	58
6.10 年度末までの研究開発期間の確保について .....	58
6.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	59
6.12 研究設備・機器の共用促進について .....	59
6.13 博士課程学生の処遇の改善について .....	61

6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	62
6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	63
6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	63
6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について .....	63
6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	64
6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	66
6.20 社会との対話・協働の推進について .....	66
6.21 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて .....	67
6.22 NBDC からのデータ公開について .....	68
6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	68
6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	69
6.25 競争的研究費改革について .....	69
6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	70
6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	71
6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	74
6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	74
6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	75
6.31 研究者情報の researchmap への登録について .....	75
6.32 JST からの特許出願について .....	75
<b>第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>76</b>
7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	76
7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項 .....	76
7.3 e-Rad による応募方法の流れ .....	77
7.4 その他 .....	78
7.5 具体的な操作方法と注意事項 .....	79
<b>第 8 章 提案公募 Q&amp;A .....</b>	<b>96</b>
<b>第 9 章 提案書の記載要領 .....</b>	<b>105</b>
<b>第 10 章 参考資料 .....</b>	<b>126</b>

## 第 1 章 研究提案公募にあたって

### 1.1 社会技術研究開発事業の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な課題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会課題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な課題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

社会技術研究開発事業（以下、本事業という）は、RISTEX において社会課題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。領域・プログラムのマネジメントは、領域・プログラムアドバイザーの協力を得て、領域・プログラム総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、プログラム総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

なお、本事業は、内閣府ウェブページ (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度一覧の事業名に該当します。

#### ○プログラム総括

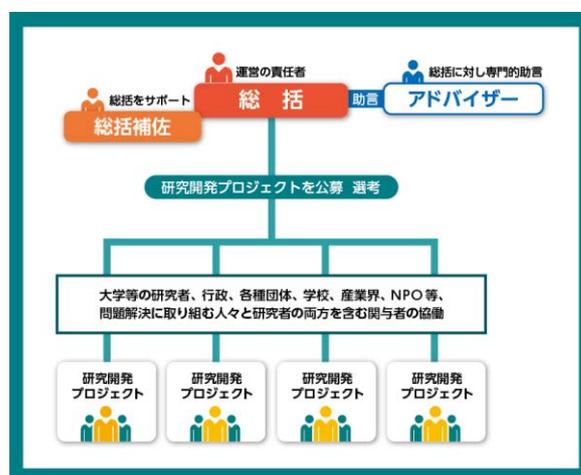
プログラムの目標達成に資するプログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。

#### ○プログラム総括補佐

プログラム総括からの委任を受けて、プログラム総括の役割の一部を代行する者。

#### ○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。



図：プログラムの運営体制

プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザーは、研究開発実施場所訪問（サイトビジット）などによりプロジェクトの進捗を把握し、研究開発チームの自主性・自律性を尊重しつつ指導や助言を行う。また、プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、事後評価等を行う。このほか、プロジェクトの活動や成果を公開して、人脈形成を促す機会や、外部からの意見を採り入れる機会を提供する。

#### ○研究代表者

プロジェクトを代表する、プロジェクトの総責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理等を研究機関とともに適切に行う。

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！**

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

**JST はダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

**みなさまからの応募をお待ちしております**

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

### プログラム総括（社会的孤立枠担当）：浦 光博

追手門学院大学 教授／広島大学 名誉教授

#### 1. 社会的孤立・孤独の背景

古来より、人間はつながりの中で、家族・集落・国といったさまざまなレベルの集団・共同体を形成してきました。近代以前の社会では、人々は家族や地域共同体におけるつながり、すなわち血縁・地縁を基盤とする生活のなかで自給自足的な労働や生産をしてきました。これが、国民国家の成立及び産業革命を経て近代社会になり、自身の労働力が売買可能な資産となったことや、人権思想の発展から個人は血縁・地縁からある程度独立し、自立的な存在となることが可能となりました。伝統的なつながりからの解放は、個人の自由や選択の可能性を意味していましたが、同時に、個人を守ってきた集団の結びつきが希薄化し、多くのことが個人の選択に委ねられ、その結果は自己責任のもとに帰されてしまう傾向も見られるようになりました。

今日の日本は、少子高齢化、核家族化などによる世帯規模の縮小や、都市的生活様式の浸透、経済のグローバル化の進展や経済の低成長化等による非正規雇用の労働者の増加など、さまざまな社会構造の変化に直面しています。家族、職場、地域社会、学校教育などの中間集団が従来のように機能しなくなり、さらに個人を孤立化させることもあります。このような社会構造の変化を背景として、社会的孤立・孤独が社会問題として顕在化しています。社会的動物としての人は、他者との安定的な関係性なしには適応的に生きていくことが困難です。社会的孤立・孤独はこのような人の適応に直接的・間接的に影響し、心身の健康を悪化させ、孤立死や自殺といった深刻な事態を引き起こすこともあります。また、多くの人々が孤立し互いに関心に向け合うことが少ない社会では社会規範の弱体化が進み、逸脱行動の増加を招くことにもなります。また、相互の無関心によって犯罪被害リスクが高まることにもなります。

また、2020 年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行により、家庭・学校・職場・公共施設など様々な場において、個人間の物理的な距離の確保が必要となりました。これまで特段社会的孤立・孤独リスクが高いと考えられていなかった状況にある人々も、新型コロナウイルス感染症の影響により社会的孤立・孤独に陥る可能性があることが注目されました。例えば、大学に入学した新生が、自宅でオンライン授業を受け続けなければならなかったために、大学への帰属意識を持たず、友人と会うことや悩みを相談することができていないことから精神的に不安定になり、休学や退学を考えるようなことがあります。他にも、育児中の母親や、地域とのかかわり

が薄い退職者など、一見普通の生活を送っている人でも、何らかのきっかけで社会的つながりを失い、社会的孤立・孤独に陥る可能性があります。

オンライン化や、仮想空間の社会への浸透、日常生活との融合がさらに加速し、社会的孤立・孤独の状態にある人が、仮想空間に新たなコミュニティや居場所を見いだすこともあれば、またそこに別の排除やいじめが生まれることもあります。仮想空間が社会的孤立・孤独の予防においてどのような意味を持つのかという観点も非常に重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、人と人との信頼関係や合意形成のあり方が変わり、格差や貧困が顕在化・拡大する中で、具体的にどういった層において、どのように社会的孤立・孤独の状況に陥る者が増えているのか、新しい状況下での社会的孤立・孤独メカニズムを検証し、予防につなげる必要があります。

### 2. 社会的孤立・孤独を社会として考える

社会的孤立とは、他者との接触の欠如や社会的活動を行っていないこと、親密な他者がいないことなど、客観的な関係性の欠如を意味します。そして孤独は、そのような客観的な関係性の程度とは独立して、個々人がどれくらい孤立や関係性の欠如を主観的に感じているかを意味します。多くの研究では、社会的孤立と孤独が独立して健康や寿命に影響する可能性が示されています。例えば、社会的なつながりがあったとしても、その中で孤独を覚えることで健康が損なわれる可能性があり、また逆に、孤独を感じていなくても、社会的に孤立していることで健康が損なわれる可能性もあります。心身に問題を抱える人々へ介入しようとする際には、このような対人関係についての客観的な側面と主観的な側面の双方に配慮する必要があります。

また、社会の中からある地域が孤立したり、地域の中である家族が孤立したり、家族の中で個人が孤立するなど、社会的孤立には重層的な側面があることも、着目すべき観点です。

社会的孤立・孤独は環境から切り離された個人の病的な特性ではありません。本人の価値観や選好の結果であったり、自ら選択・実現できなかったライフ・コースの帰結でもあったりします。社会規範、制度・政策などの環境条件が反映される例もあり、検討されるべきは個人ではなく、社会的環境と判断される場合もあります。このことを忘れて個人の病的な特性であるかのように、自己責任として扱ってしまうとすれば、その結果、更なる、新たなスティグマを生む可能性を危惧します。

本プログラムで目標とするのは、社会としての、孤立を生まない新しいつながり・ネットワークの構築であり、孤立してしまう主体にとっての新しいつながり・ネットワークの構築でもあります。そのため、本プログラムでは、社会的孤立を主軸におきつつ、孤独や社会的排除、あるいは幸福度やウェルビーイングといった関連する概念も含めた多角的な視点で研究開発を推進します。

### 3. 「見えにくい」社会的孤立・孤独の課題

社会的孤立・孤独の問題の大きな特徴として、見えにくいこと(不可視性)があります。そもそも社会的つながりを失い、周囲から見えにくくなることから、孤立が深まります。特に、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた対面での接触の減少により、これまで以上に見えにくくなっている部分もあります。また、孤立感・孤独感といった個人の主観・内面を捉えることはさらに困難です。

社会的孤立・孤独に関しては、不登校・ひきこもりなどに対する既存の支援事業がありますが、当事者に対する短期的・応急処置的な施策にとどまることがあります。目標が就学者数や就労者数など、既存の社会規範に基づいて決められており、当事者本人が納得できず社会とのつながりを再び失うこともあります。また、そのような対症療法的とも言える取り組みは、個別の問題の解決に役立つとしても、同様の問題が新たに生じることを予防することにはつながりにくいという問題があります。社会的孤立・孤独を当事者の自己責任と捉えるのではなく、社会・環境・時代も含めた視点で分析し、社会的孤立・孤独の生じる状況に応じた再現性のある施策を開発・実装し、孤立・孤独そのものを予防するための方法論が確立しているとはいえません。そのため、社会的孤立・孤独の問題に対して戦略的に対応できず、試行錯誤が繰り返されることも生じます。

また、さまざまな社会構造の変化の中、制度の狭間にあってこれまでの見守り活動や支援制度から外れる人も増加しており、さらに、個人情報保護やプライバシー等に配慮した当事者の情報の取り扱いが必要となっています。

### 4. 本プログラムの目指す社会的孤立・孤独の一次予防

社会的孤立・孤独は、早期に対処すれば解決する問題でも、それが周囲からは見えにくいことに加えて、当事者自身が自己責任論にとらわれてしまい、自ら周囲に支援を求めることができないまま深刻な社会的孤立・孤独に陥ってしまう場合があります。結果として、当事者を発見しアプローチすることがますます困難になってしまうことがあります。このため、社会的孤立・孤独に陥るリスクをできるだけ早い段階で把握し、深刻な社会的孤立・孤独に陥る前に予防することが非常に重要となります。

本プログラムでは、孤立・孤独に陥る主体を取り巻く環境や状況に関連する情報から孤立・孤独状態を可視化して測定し、これに基づき社会的孤立・孤独を予防するというアプローチをとります。ある程度可視化され、社会的注目度の高い社会的孤立・孤独について、悪化することを防ぐ二次予防的アプローチの重要性は決して否定されるものではありません。ただ、本プログラムでは、そのような顕在化した孤立・孤独の状態にある人々への支援施策等に係る先行知見を活用しながらも、社会の構成員全体を対象にして社会的要因の改善を目指し、そもそも社会的孤立・孤独を生まない

社会的仕組みを創るといふ、抜本的な予防としての一次予防を重視しています。

また、例えば、非行、暴力、犯罪といった反社会的行動の背景要因の 1 つに、社会的孤立・孤独があることが指摘されています。「見えにくい」社会的孤立・孤独が、そのような反社会的行動により顕在化して初めて、社会的孤立・孤独の一次予防の重要性が社会において認識されることが多いのです。本プログラムでは、社会的孤立・孤独の個人的なリスクのみならず、社会の集合的な帰結に対する取り組みも期待します。

これまで見落とされていたり、あまり可視化されていなかったりして、社会問題化する前の社会的孤立・孤独における特定の属性を対象とすることも重要ですが、他方、本プログラムでは、社会的孤立・孤独の一次予防のために、世代や属性に共通する要因に着目した、横断的なアプローチも重視しています。

例えば、以下のような観点からの社会的孤立・孤独への取り組みが考えられます。

(以下はイメージの例示に過ぎず、これに拘ることなく、プログラム目標の達成に貢献する提案を歓迎します)

- ・ 地域社会を単位とした分析による、対人関係の希薄さと治安との関係性
- ・ 自然に人のつながりが生まれ、社会的孤立・孤独が生じにくいまちづくり、建築、物理的な設計ガイドライン
- ・ ICT による仮想空間が社会的孤立・孤独に及ぼす正負の影響
- ・ コロナ下のように対面の活動が制限されたり、普段つながっていなかったりしても、危機の時には介入できるような制度設計
- ・ 災害時に言語・文化の違いや情報の不足等から在留外国人が取り残されないようにするコミュニティの在り方

今後、Society5.0 やその背景となる AI のような関連技術の進展もあり、社会構造や人々の価値観が大きく変容していくと考えられます。今まさに、「社会的孤立・孤独の何が問題なのか」、「どのような状態を社会的孤立・孤独のない状態と呼ぶのか」、「社会的孤立・孤独をどのように一次予防できるのか」、「社会的孤立・孤独を生まない社会をどのように創るのか」、「社会的孤立・孤独の予防により何を実現すべきか」、「どのような介入に慎重であるべきか」といった根本的な問いに向き合う必要があります。一人ひとりの尊厳ある生き方を実現するために、本プログラムでは、人・組織・コミュニティ間の既存のつながりの在り方を問い直します。そして、時には固い絆をつくり、時にはそっと距離を置いて見守るといったように、ゆるやかにつながることで人・組織・コミュニティ

が存在し続けることができる、多様な社会的つながり・ネットワークを構築して、社会的孤立・孤独を生まない社会を創出することを目指します。

### 5. 人文・社会科学の知見の活用と社会課題解決型の研究開発

我が国では、科学技術基本計画の根拠となる法律、「科学技術基本法」が 2020 年 6月に改正され、2021 年 4月から「科学技術・イノベーション基本法」へと名称が変わり、人文・社会科学の振興とイノベーションの創出が法の振興対象に加えられました。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）には、科学技術・イノベーション政策が、科学技術の振興のみならず、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」により、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する政策となったことを意味するものと記載されています。その後、令和 3 年 7 月より総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会において議論が重ねられてきた「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策」について、令和 4 年 4 月に「中間とりまとめ」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20220408.html>)としてまとめられました。

また、令和 3 年 2 月に孤独・孤立担当大臣が任命されるとともに、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が設置されました。令和 3 年 6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれ、これに基づき、令和 3 年 12 月 28 日に「孤独・孤立対策の重点計画」が決定されています。孤独・孤立対策担当室は、令和 3 年 12 月に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、令和 4 年 4 月に調査結果を公表しました。なお、令和 4 年 10 月には、JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）が、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に協力会員として参加しており、令和 4 年 12 月 26 日に「孤独・孤立対策の重点計画」が改定された際には、本プログラムが重点計画の具体的施策の一つ（本文編：I.3（1）①、施策編：II（1）①）として位置付けられています。また、令和 5 年 3 月には、孤独・孤立対策の基本理念や、国及び地方における推進体制等について定める、「孤独・孤立対策推進法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

本プログラムにおいては、人々の行動・心理・社会的背景の分析、さらには、社会的孤立・孤独とは何を意味し、そのどういった側面が問題であるかを精査するための歴史、哲学、人類学的な検討や、国際比較による社会的孤立・孤独を生む日本社会の特質の検証など、幅広い人文・社会科学分野の知見も活用した根源的なアプローチをとります。そのため、異なる属性の人に共通した特徴・解決策に着目した対象・分野横断的取り組みを重視します。また、社会的孤立・孤独を生むメカニズムの解明にとどまらず、各分野での個別の取り組みに横串を通し、戦略的な施策の開発・実装につな

げる、社会課題解決型の研究開発を推進します。その際、各府省庁の施策や各分野を横断し、官民、民民のネットワーク拡充にも貢献する研究開発や、ICT や芸術など異分野との融合的な取り組みも歓迎します。特に自然科学的アプローチをとる際には、それを社会に応用する際のリスクも含め、人文社会科学的観点からの省察を踏まえた発展的提案を期待します。

## 第 3 章 研究開発プログラムの概要

### 3.1 プログラム目標

RISTEX では、SDGs の達成に向けて、複合的で幅広いテーマの地域課題に対して既存技術シーズを活用した即効性のあるソリューション創出やソリューションの他地域展開を目指した研究開発プログラムとして、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (SOLVE for SDGs)」と題し、シナリオ創出フェーズとソリューション創出フェーズの 2 種類の活動を、2019 年度より実施しています。社会的孤立・孤独は SDGs の重要な観点の一つであることから、2021 年度に当該プログラムの下に社会的孤立枠として、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」(以下、「本プログラム」という)を設定し、研究開発を開始しました。

本プログラムにおいては、人口減少・少子高齢化、経済変動、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 等の新興感染症による影響など、様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズムを明らかにすると共に、社会的孤立・孤独を生まない社会像を描出し、人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化や評価手法 (指標等)、社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組みの研究開発を推進します。その際、開発した評価手法 (指標等) も活用した、社会的孤立・孤独の予防施策の効果検証を含め、PoC (Proof of Concept : 概念実証) までを一体的に行います。本プログラムの実施を通して、人・組織・コミュニティ間の多様な社会的つながり・ネットワークを実現し、社会的孤立・孤独を生まない社会の創出を目指します。

特に、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な流行により、対面による直接的なコミュニケーションが困難となり、想定外の物理的な分断への対応が迅速かつ十分でないあらゆる場面で、社会的孤立・孤独の顕在化・深刻化がおり、また、これまで社会的孤立・孤独から無縁だった人や集団も社会的孤立・孤独に陥るリスクが高まっています。今後、ウィズコロナ・ポストコロナの社会における望ましいつながり・ネットワークのありかたを追求し、これを積極的に構築していくことも必要です。したがって、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を踏まえた提案も歓迎します。

### 3.2 研究開発対象

社会的孤立・孤独の問題は様々な社会構造の変化により複合化・複雑化しているため、短期的・応急処置的に、個別の対象ごとに取り組むのではなく、人々の行動や心理、社会的背景を深く洞察する根源的で、横断的・俯瞰的なアプローチを通して、より戦略的に有効な施策を開発・実装することが必要です。

特に、本プログラムでは、既存の社会的孤立・孤独に関する取り組みの知見を活用しながらも、社会の構成員全体を対象にした社会的要因の改善により、そもそも社会的孤立・孤独を生まない社会的仕組みを創るといふ、一次予防の観点を重視しています。

そこで、本プログラムでは、様々な社会構造の変化を踏まえ、人文・社会科学の知見も活用し、社会的孤立・孤独のメカニズム理解や、新しい社会像の描出まで掘り下げた研究開発が必要なものを対象とします。そして、孤立・孤独に陥る主体を取り巻く環境や状況に関連する情報から孤立・孤独状態を可視化して測定し、予防につなげます。

また、施策現場との乖離を生じることなく、実社会において真に有効な社会的孤立・孤独の予防施策を創出することが極めて重要です。そのため、研究知と現場知を融合させ、施策現場での PoC (Proof of Concept : 概念実証) まで実施することを求めます。

具体的には以下の「①社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」、「②人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法（指標等）の開発」、「③社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」の研究開発要素全てを含めて PoC まで一体的に推進します。

特に、実社会における課題解決のためには、研究開発要素の①や②が確実に③につながり、社会における仕組みとして現実に機能することが重要です。概念的な研究に留まることがないように、開発した社会的仕組みを実際に稼働させる場所や対象が明確な取り組みが求められます。

このため、研究開発要素③において、開発した、社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組みを実証するに当たっては、その現場となる国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを具体化した提案を求めます。

また、既存の施策の評価等を通じた研究知と現場知の相互作用の促進、様々な種類の社会的孤立・孤独の横断的・俯瞰的分析、ICT や芸術分野など、異分野との融合的な取り組みを積極的に推進することが期待されます。

#### <研究開発要素>

##### ① 社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出

人や集団の行動、心理、社会的背景の検証から、どのようなメカニズムによって社会的孤立・孤独が生じるのか、社会的孤立・孤独の状況にある人々の視点も考慮した社会の在り方を分析します。その結果を基に、予防すべき社会的孤立・孤独を明確にすると共に、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像を描出します。その際、「社会的孤立・孤独の何が問題なのか」、「どのような状態を社会的孤立・孤独のない状態と呼ぶのか」、「社会的孤立・孤独をどのように一次予防で

きるのか]、「社会的孤立・孤独を生まない社会をどのように創るのか」、「社会的孤立・孤独の予防により何を実現すべきか」、「どのような介入に慎重であるべきか」といった根本的な問いに向き合いながら、研究開発を進める姿勢が必要です。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、仮想空間におけるつながりの重要性が急激に増しており、何をもってつながりとし、誰のどのような社会的孤立・孤独の予防に役立てるかを明確にするための概念整理が重要となります。

#### ② 社会的孤立・孤独リスクの可視化と評価手法（指標等）の開発

①で描いた社会像の実現に向け、まず人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクを早期にとらえるための可視化や評価手法（指標等）を研究開発します。具体的には、社会的孤立・孤独の予備群である人や集団へのアウトリーチ手法、社会関係資本・健康・貧困・幸福度・QOL 等に係る量的・客観的情報だけでなく、ドキュメント・映像・SNS など多様な媒体に表現された質的・主観的情報を活用し、統合的に社会的孤立・孤独予備群を抽出するための手法、ヒューマンセンシングやオンラインアクセス履歴など ICT を活用した情報収集とデータベース化手法、プライバシーに配慮した情報収集・加工手法等が含まれます。特にプライバシーに関しては、誰からどのような情報を獲得し、どう利用するのか、さらにどのような介入につなげるのかを、施策現場での支援者や当事者との相互理解に基づき判断する必要があります。また、データを取得するという行為や、人の行動変容を意図した介入に利用するということの倫理性を議論し、責任ある研究開発を進めることが重要です。

#### ③ 社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み

社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み（予防施策）を開発し、②で開発した社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法（指標等）も活用した評価・実証を行います。

社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組みの開発に当たっては、政策・施策形成などにつなげる「公共化」や、商品・サービス開発につなげる「事業化」、社会の認知を広げていく「共有化」の観点が考えられます。

具体的には、社会的孤立・孤独予備群である人や集団のための新たな接続先や居場所・コミュニティの設計、社会的孤立・孤独予備群を低減するための教育プログラム、新たな社会像に対する理解を拡げる啓発活動のためのマスメディアとの連携方法や政策提言、といったものが想定されます。

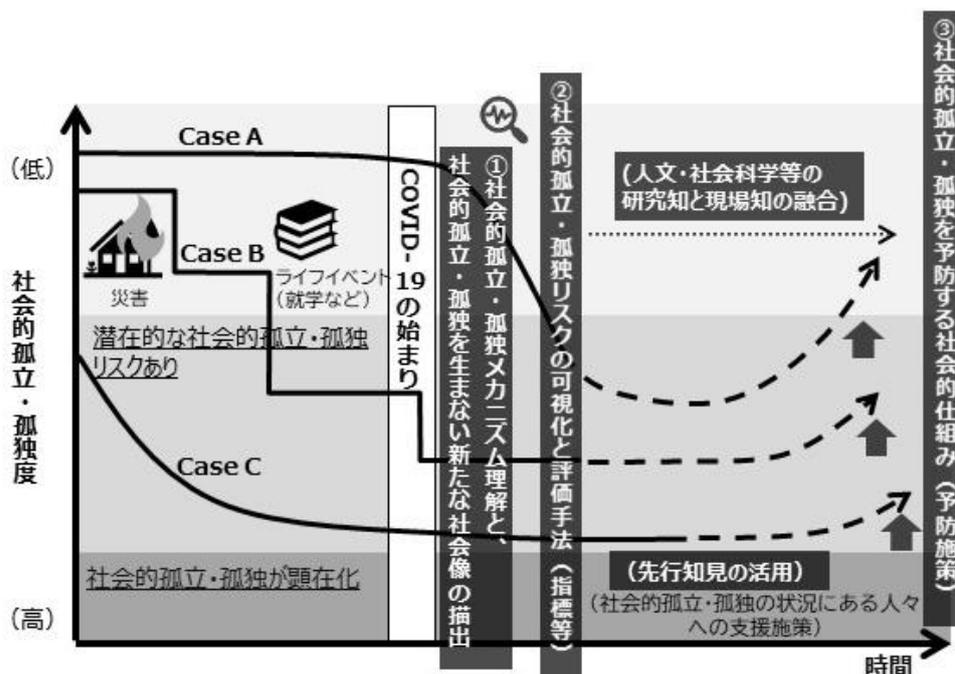
研究知と現場知を融合させ、本プログラムの趣旨に沿った一次予防の施策を創出するには、研究においては、先行研究との違いを明確にして、これまでにない新たな仮説をたて、その PoC（Proof of Concept：概念実証）の場として実践活動を展開し、新たな仕組みにつなげる必要があります。また逆に、従来の社会福祉、公衆衛生などの様々な現場で行われている取り組みで解

決できていない問題点を抽出し、実践・展開においても新規性のある研究開発としていくことが必要です。

#### 3.3 PoC と社会実装に向けた準備

本プログラムにおける PoC（Proof of Concept：概念実証）では、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを対象に、開発した社会的仕組みを試行し、上記「3.2 研究開発対象」の研究開発要素②で開発した評価手法（指標等）も活用して、評価・実証まで行います。

PoC に当たっては、上記「3.2 研究開発対象」の研究開発要素①②③を研究としてモデル化（条件が変わっても再現可能な状態）する必要があります。本プログラムでは、社会実装に向けた準備として、少なくともこのモデルを、想定される成果の受益者や、研究開発期間終了後も継続して研究開発や社会実装を進める担い手などに向けたデモンストレーションを行うことまでを目標とします。これは、社会問題における有効な解決法が社会に導入（社会実装）されるには、制度的、経済的、あるいは社会心理的な障壁などにより、一定の時間を要することがあるため、本プログラムで設定する研究開発期間内での実現可能性を考慮したものです。



Case A: 社会的孤立・孤独とは無縁だったが、COVID-19をきっかけに社会的孤立・孤独リスク増加  
 Case B: 災害/ライフイベントをきっかけに社会的孤立・孤独リスクが徐々に増加し、COVID-19より更に悪化  
 Case C: 所与の環境・障害により、例えば幼少期から社会的孤立・孤独リスク高  
 「厚生労働省、社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～概要（内閣官房/内閣府提出資料）、  
 第 8 回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料（平成 24 年 9 月 28 日）」を参考に、RISTEXにて作成

図 研究開発要素①②③の一体的推進

### 3.4 提案及び研究開発にあたっての留意事項

- ・ 国内の行政機関、大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業等、組織として JST からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施します。
- ・ 「3.2 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に実施するためには、研究側と施策現場側の乖離を埋めて、研究と実践を同時進行し、施策現場から得られた様々な知見を、制度・社会デザインにつなげていく社会実装のための研究が必要です。そのため、研究側、施策現場側（研究成果の利用者）双方がプロジェクトに参加することが望まれます。
- ・ 人文・社会科学と自然科学の分野横断的な知見や、顕在化した孤立者への支援施策等に係る先行知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進することを期待します。
- ・ 研究開発の終了後も発展的な取り組みが継続的に行われるために、地方自治体、NPO、教育機関などの関係機関との連携を研究開発の初期の段階から十分に行うことが重要です。
- ・ 研究対象、研究の手法や前提条件、技術開発におけるデザインなど、研究開発のあらゆる側面においてジェンダーをはじめダイバーシティの視点に配慮することとします。
- ・ 本プログラムの掲げる課題は国内のみにとどまらず、現在・将来的に海外も同様な課題がある

ことから、海外の知見・フィールド・人的資源の活用など海外との協働を対象とした提案も推奨します。ただし、開発した社会的孤立・孤独の予防のための社会的仕組みは国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証する必要があります。

#### 3.5 本プログラムのマネジメントについて

JST RISTEX は、以下のような体制及び方法で本プログラムを運営します。その際、同様に SDGs 達成に向けた課題解決のための施策の実現を目指す「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (SOLVE for SDGs)」のシナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズと、研究開発の推進等において必要な連携を図ります。

- ・ 本プログラムの運営責任者としてプログラム総括（社会的孤立枠担当）を置き、全体マネジメントを行う。運営上必要があると認めるときは、プログラム総括の任務の一部を代行するプログラム総括補佐を置くことができる。
- ・ プログラム総括に対し、専門的助言を行うプログラムアドバイザー（社会的孤立枠担当）を置く。
- ・ その他、研究開発の推進や評価に必要な特定分野の専門家などの外部有識者として、評価専門委員や外部推進委員を置いて意見を求めることができる。
- ・ プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局が一体となり、プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施等）を行う。
- ・ プログラム総括は、必要に応じて、研究開発費の調整やプロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行う。
- ・ 本プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
- ・ 本プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（合宿/全体会議等）を積極的に行う。また、研究開発成果のアウトリーチ活動（成果報告会やウェブページなどでの情報発信等）も実施する。



## SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築） ロジックモデル

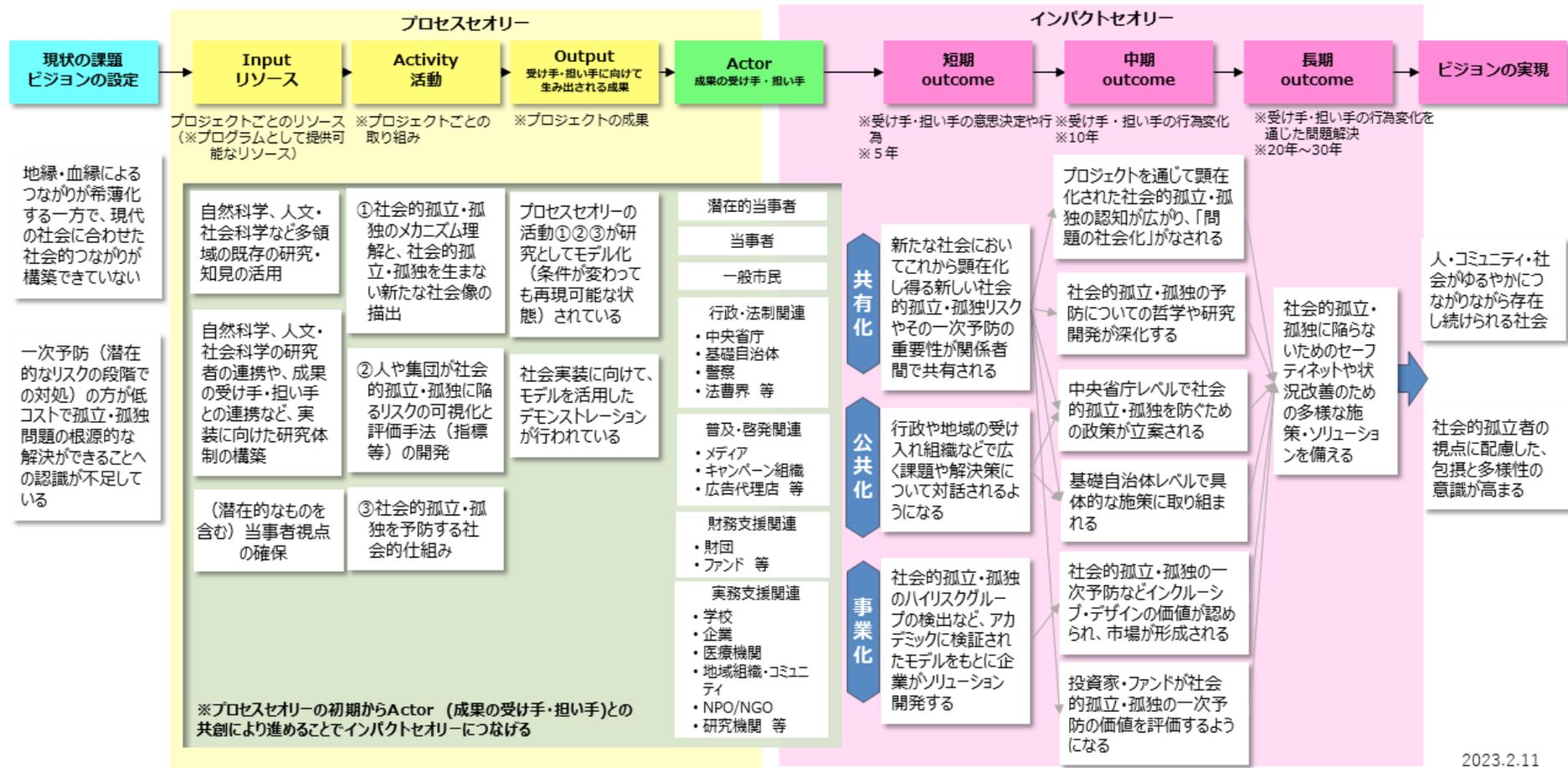


図 本プログラムのロジックモデル

本図は、本プログラムのビジョンや、ビジョンを実現するまでの過程を仮説として示したものです。プロジェクト参加者や多様なステークホルダーとの議論や、新たに得られた知見などに基づき、今後も必要に応じて改訂していくことを企図する。

## 第 4 章 公募・選考

### 4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。他の領域・プログラムとは募集締切日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。募集締切間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成・申請環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。また、募集締切時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

募集開始	4月6日（木）
募集説明会	4月27日（木） オンライン実施 詳細は提案募集ウェブページに掲載 ( <a href="https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html">https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html</a> )
提案書受付期限※ 1	6月7日（水） 午前 12:00（正午）【厳守】
書類選考期間	6月～7月（予定）
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定） 面接選考対象の方は、「発表動画」・「発表スライド」 や「面接選考に際しての事前確認事項への回答」を作成の上、面接選考会に先立ちご提出いただきます。
面接選考会※ 2	8月7日（月）、8日（火）（予定）

面談（採択条件の説明）	8月25日（金）（予定）
選考結果の通知・発表	9月下旬（予定）
研究開発の開始	10月上旬（予定）

※ 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

※ 2 Zoom 等によるオンライン実施を予定しています。事前の接続テストにご協力をお願いする場合があります。

## 4.2 研究開発期間

原則 3 年半程度

- a. 研究開発期間は提案内容・研究開発計画及び採択方針に応じて調整を行います。
- b. 研究開発成果の定着、展開等の可能性の更なる向上が期待される場合、評価を経て、2 年間に上限として研究開発期間の延長を可能とします。
- c. 2023 年度（令和 5 年度）に関しては、本プログラムにおいて昨年度まで設定していたスモールスタート（可能性検証）期間は、設定がありませんのでご注意ください。

## 4.3 研究開発費（直接経費）

1,900 万円/年 程度上限

- a. 研究開発費は提案内容・研究開発計画及び採択方針に応じて調整を行います。
- b. 2023 年度（令和 5 年度）に関しては、10 月に研究開発を開始する想定ですので、年度末までの 6 ヶ月間の経費（950 万円程度上限（直接経費））を計上してください。
- c. 研究開発費（直接経費）と間接経費の用途等については、「5.5 研究開発費」、「第 8 章 提案公募 Q&A」を参照してください。
- d. JST は、研究代表者をはじめとする研究開発を行う者を直接雇用等はいたしません。

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

採択後、配分される研究開発費の決定にあたっては、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるプロジェクトの進捗状況の把握等のマネジメントにより調整させていただくことがあります。詳しくは「5.5 研究開発費」を参照してください。

#### 4.4 採択予定件数

3 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

#### 4.5 応募要件

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をお読みください。

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途上で要件を満たされなくなった場合、原則として当該プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

##### 4.5.1 重複応募について

(1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。

(2) 本プログラムは、「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題 (ELSI) への包括的実践」研究開発プログラム、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (シナリオ創出フェーズ・ソリューション創出フェーズ)」及び 2023 年度に発足する SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラムの新規枠の、2023 年度公募に重複して応募することはできません。

(3) 現在、社会技術研究開発事業の研究代表者となっている方は応募できません (当該研究開発の実施期間が 2023 年度内に終了する場合を除く)。

##### 4.5.2 提案者の要件

a. プロジェクトのメンバーを統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジ

エクトを推進すること。

- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下に該当する方も、提案者として応募できます。

- ・国内の研究機関に所属する外国籍の方。
  - ・現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該研究機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
  - ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ※「国内の研究機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等」を参照してください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

- e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）の内容を理解し、遵守すること。
- ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究開発費の不正使用を行わないこと。
- ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

### 4.5.3 研究機関の要件

本プログラムにおける研究開発を推進することができる（委託研究契約を締結することができる）のは原則として国内の研究機関ですが、民間企業、各種団体、NPO、大学など主体を問いません。「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」も参照ください。

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.9 研究機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

各研究機関に対して、プロジェクトの採択に先立ち、また、委託研究契約締結前及び契約期間中に、事務管理体制・財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、委託研究費の適切な執行管理のために必要と認められた機関については、JST が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には実施体制の見直し等をしていただくこととなります。

なお、研究開発を実施する組織は、提案にあたって新たに組織化しても構いません。ただし、選考に際しては、プロジェクトの終了後も社会課題解決が必要とされる期間、事業を継続できる組織体制を有していることが考慮されます。

### 4.6 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）より行っていただきます。

紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできませんので、ご注意ください。

詳細は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

### (1) 研究機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードの発行を受ける場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトも参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的研究費に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

### (2) 提案書の作成・提出

本プログラムへの応募は、必ず提案者自ら提案書を作成し、応募していただくことをお願いしています。e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または本プログラムの提案募集ウェブページ ([https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)) から提案書様式をダウンロードし、「第 9 章 提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。

提案内容は専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

なお、提案書の提出は、必ず e-Rad サイトより行って頂きます。

## 4.7 選考方法

### 4.7.1 選考の流れ

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考にあたっての主な視点」を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考

では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。

- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知します。
- (3) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、本プログラムの提案募集ウェブページ ([https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)) にて随時お知らせします。
- (4) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

#### 4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

##### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の様式 10 に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## (2) 研究代表者の利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」という）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の様式 10 にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

## (3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下、「出資先企業」という）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を研究機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当

性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を研究機関とする場合、提案書の備考欄にて出資先企業が研究機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

### 4.8 選考にあたっての主な視点

選考にあたっては、以下のようなポイントを重視しながら総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。提案にあたっては、「第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」を必ず参照してください。

#### a. プログラム趣旨との合致・プログラム目標への貢献

提案された内容（課題、目標、研究開発計画等）は本プログラムの趣旨に合致し、本プログラムの目標の達成への貢献が期待できる。

#### b. 意義・ビジョン

- ・ 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題とその社会的背景や原因等が適切に提示されている。
- ・ どのような社会的孤立・孤独を予防の対象とし、どのような社会を目指しているのか、そのビジョンが明確かつ適切である。

- ・ 提案する研究開発の新規性・独創性が具体的に述べられ、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向に鑑み挑戦的である。

c. 計画の妥当性

- ・ 目指す目標がアウトカムも含めて適切に設定されている。
- ・ 目標の達成に向けて計画（予算規模、期間、マイルストーンの設定や PDCA 等のプロセス）が適切である。
- ・ PoC の実施を含め、プロジェクトの目標達成に向けた課題・障壁や困難さ等のボトルネックについて想定し、その対応方策についても具体的に検討されている。
- ・ 社会の動向に対応した適切な研究開発計画となっている。
- ・ 多様な関与者からフィードバックを受ける計画になっている。また、研究開発の節目において、公表等を行い外部から適切に意見を収集改善すべき点を是正できる計画になっている。

d. 実施体制の妥当性

- ・ 研究提案者は、プロジェクト遂行のための実績を有している。また、構想の実現に必要な手がかりが得られている。
- ・ 「3.2 研究開発対象」の研究開発要素①②③を一体的に推進するに当たって、人文・社会科学や自然科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者による十分な連携体制が研究開発期間終了時までには構築される見込みがある。
- ・ PoC 実施のために、開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証できる仕組みが研究開発期間終了時までには整備される見込みがある。
- ・ 研究開発終了後の発展も視野に入れた、人的・資金的に持続可能な体制が検討されている。
- ・ 機動的かつ効果的なプロジェクト・マネジメントが期待できる。

e. 研究開発成果のインパクトとその展開可能性

- ・ 提案する研究開発成果のインパクト（学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など）や SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成への貢献が見込まれる。

プロジェクトの選考・採択にあたっては、対象とする社会的孤立・孤独や分野等も考慮するが、さ

らに以下の点にも配慮することとする。

- ・ 国際的な視点から、国内外の研究動向の中に提案されるプロジェクトを位置づけたうえで、国際的にも有意義な成果の発信が期待できる。
- ・ 若手や女性の研究者の参加・活躍等、人材育成が期待できる。

#### 4.9 その他留意事項

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない場合があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。

詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

お問い合わせ等

(1) 公募要領の掲載・提案書の提出先等

公募要領及び最新情報	SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立枠） 提案募集ウェブページ <a href="https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html">https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html</a>
公募要領及び <u>提案書の提出</u>	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ウェブページ <a href="https://www.e-rad.go.jp/">https://www.e-rad.go.jp/</a>

(2) お問い合わせ

<u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の作成・提出 に関する手続き等	JST 社会技術研究開発センター（RISTEX）（募集担当） （本プログラムへの応募に関するお問い合わせ） e-mail : boshu-koritsu@jst.go.jp  （社会技術研究開発事業への応募全般に関するお問い合わせ） e-mail : boshu@jst.go.jp <b>お問い合わせは電子メールでお願いします。</b>
<u>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について</u> 研究機関・実施者の登録、e-Rad の 操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-057-060（ナビダイヤル）  （9:00～18:00／土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには一切回答できません。

※提案書受付期限日（提案締切日）間近は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

## 第 5 章 採択後の研究開発の推進等について

### 5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時にプログラム総括の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラム総括補佐、プログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- c. プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- d. プログラム総括の判断により、プロジェクトの期間短縮、研究開発費の減額もしくは中止を行うことがあります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、プログラム総括によるマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

### 5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、課題解決に取り組む人々をプロジェクトメンバー（数名～20 名程度）として参画させ、適切な実施体制（グループ）を構築していただきます。プロジェクトメンバーには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者も含めます。
- b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確にした上で、研究開発を実施します。
- c. JST は、予算を執行する実施者（研究代表者、主たる実施者等）の所属機関（研究機関と呼ぶ）と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。

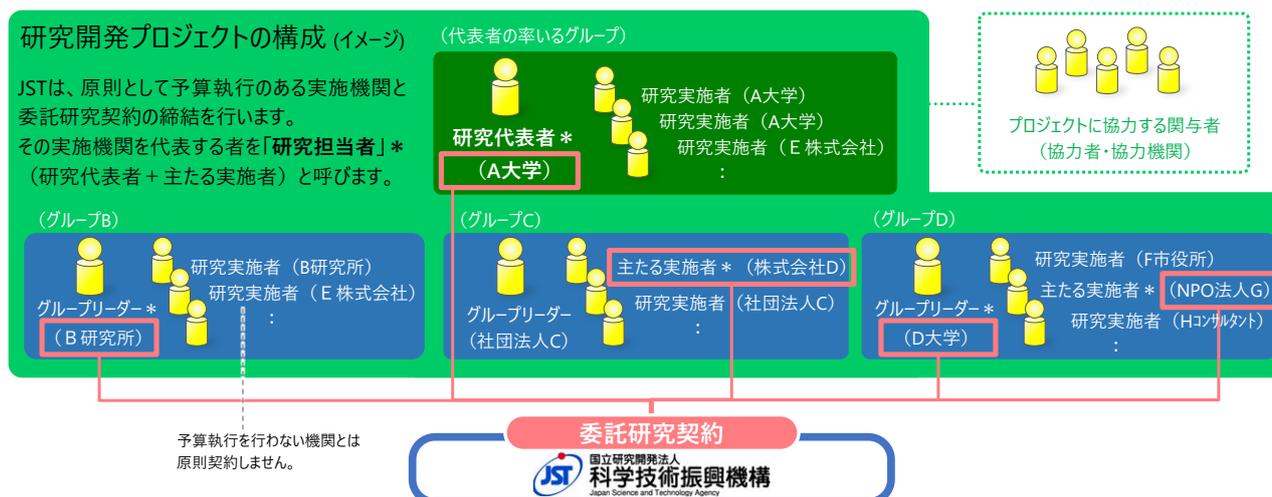


図 研究開発プロジェクトの構成

### 5.3 実施拠点

実施者は研究機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

### 5.4 委託研究契約

- 採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.9 研究機関等の責務等」を参照してください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。
- 海外の研究機関とは、「共同研究契約」を締結します。知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JST との均等共有になります。（当条件に合意できない場合には、JST に帰属することになります。）知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。その他の責務等の詳細は「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」を参照してください。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事

業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

## 5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

### 5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者、主たる実施者及び採択後に作成する研究開発計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金：[人件費] 本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、主たる実施者を除く）の人件費（※2）・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

(注) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※3）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しく

は、「6.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」

（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。

[https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding\\_outline/for\\_researcher.html](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html)

※3 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業）

[https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023\\_ristex\\_betten9.pdf](https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023_ristex_betten9.pdf)

### 5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

## 5.6 報告

書面による報告は、各年度及び終了報告を基本とします。ただし、必要に応じて別途の報告をお願いすることがあります。また、年度報告は次年度計画の承認にも係りますのでご留意ください。

また、プロジェクトの進捗状況に応じて、例えば、研究開発の継続が困難になった場合、もしくは当初の研究開発計画よりも早期に事業計画の実行が可能になり JST からの支援が必要でなくなった場合等には、プログラム総括、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーによるマネジメントによって、研究開発計画の修正や研究開発期間の変更（研究開発の中止を含む）をお願いする場合があります。

なお、プロジェクトの進捗報告については、プログラム総括、プログラム総括補佐、プログラムアドバイザー、事務局等向けだけでなく、多様なステークホルダーや広く一般に向けた形での報告・広報も重視します。小冊子や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信が行える体制づくりをご検討ください。

## 5.7 評価

### (1) プログラムの評価

- ・本プログラムについては、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

### (2) プロジェクト等の評価

- ・応募提案は、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。
- ・全てのプロジェクトについて、研究開発実施終了時に、プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー等の協力を得て、事後評価を実施します。
- ・研究開発の成果の定着、展開等の可能性の更なる向上が期待される場合には、評価を経て、2年間を上限として研究開発期間を延長することができます。
- ・研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

## 5.8 研究代表者及び主たる実施者の責務等

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 研究代表者及び実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧 CITI））を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略、進捗状況等を確認するプロジェクト戦略会議やサイトビジット等の実施や、その他評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を研究機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラム目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動（合宿/プログラム全体会議やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、社会技術研究開発事業の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会課題解決に取り組む関係者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と研究機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

## 5.9 研究機関等の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成

19年2月15日文科科学大臣決定／令和3年2月1日改正)」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(6.26 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について)。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日文科科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(6.27 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について)。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後も産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。研究機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトの参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を

目的とした調達等がないよう注意してください。

### 5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の研究機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であることが示された場合、実施者として参加可能です。
- b. 研究機関は、原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて委託研究契約を締結しなければなりません（研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もあります）。間接経費は直接経費の 30%以内となります。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。
- c. 研究機関は、委託研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. その他、条件の詳細については、最新の「共同研究契約書」雛形をご覧ください。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト<sup>\*1</sup>」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないとは判断する場合があります。

### 5.11 その他留意事項

#### 5.11.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研

---

<sup>\*1</sup> 経済産業省は、大量破壊兵器関連貨物等に係るキャッチオール規制の実効性を向上させるため、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体の情報を提供する「外国ユーザーリスト」を公表しています。  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

研究者等が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、プロジェクト等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

### 5.11.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

## 第 6 章 応募に際しての注意事項

### 6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

#### （1）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### （2）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/researchethics.html>

以下 URL より受講してください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

e-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター (RISTEX) 企画運営室 募集担当

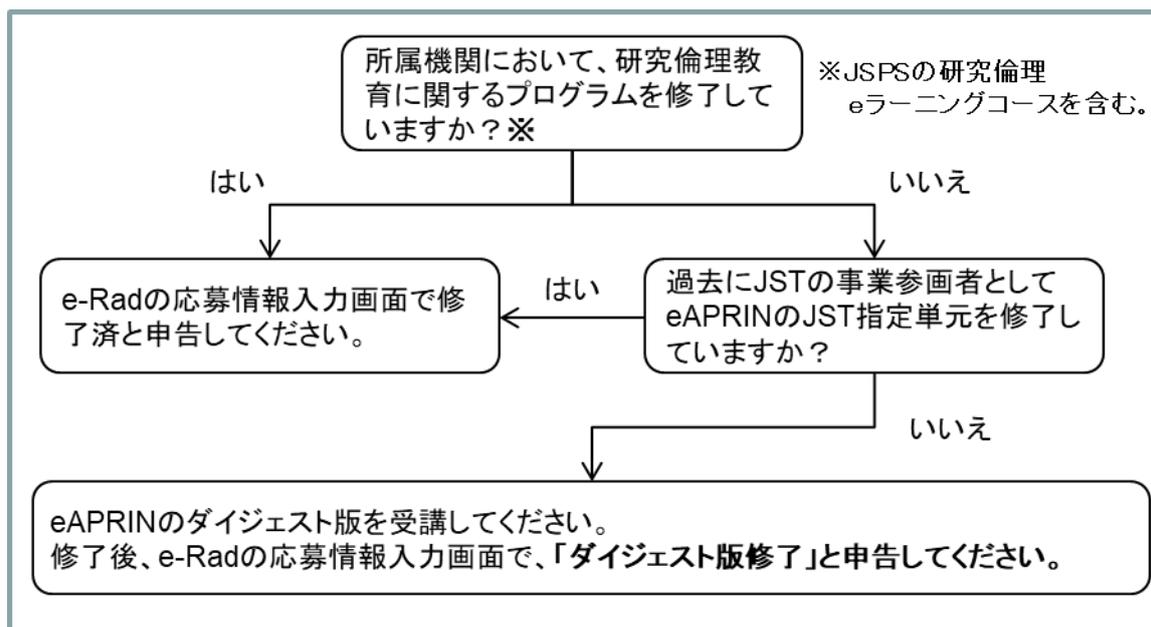
e-mail :

本プログラムへの応募に関するお問い合わせ : boshu-koritsu@jst.go.jp

社会技術研究開発事業への応募全般に関するお問い合わせ : boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究開発実施者(主たる実施者を含む)に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

## 6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※））が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究開発課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

※所属する機関内において配分されるような基礎的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる実施者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守

秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当課間で共有します。

### **6.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保**

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

### 6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）については以下のとおり厳格に対応します。

#### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大き く、行為の悪質性も高 いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小 さく、行為の悪質性も 低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者※ 2			善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応じ、 上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概

要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブページにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 6.5 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 5 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 4 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 6.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## 6.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

## 6.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

府省共通経費取扱区分表（JST 社会技術研究開発事業）

[https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023\\_ristex\\_betten9.pdf](https://www.jst.go.jp/contract/download/2023/2023_ristex_betten9.pdf)

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、ご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲、支出上限等の方針については、以下 URL を参照してください。

[https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding\\_outline/for\\_researcher.html](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/funding_outline/for_researcher.html)

## 6.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内としています。

## 6.10 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費等において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

(2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

(3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 6.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

### 6.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会) においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) や「統合イノベーション戦略 2022」(令和 4 年 6 月 3 日閣議決定) において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み (コアファシリティ化) の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その

際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略 2022」 [閣議決定（R4.6.3）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf)
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r30305.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
（令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)  
【参考：概要版 YouTube】 [https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2021.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2021.pdf)

### 6.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や開発開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度（※）の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7 時間 45 分～8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### 6.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3 年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2 か所程度でポストドクターを経験した後、30 代半ばまでの 3 年から 7 年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては 3 年から 5 年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

### 6.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」  
（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

なお、社会技術研究開発事業における対象者の適用範囲等の方針については、以下 URL を参照してください。

[https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/senjukanwa\\_houshin.pdf](https://www.jst.go.jp/ristex/funding/files/senjukanwa_houshin.pdf)

### 6.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 6.17 URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA

等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下、「外為法」という）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立って

います。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（2022年5月1日以降は特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

### 6.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

### 6.20 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

#### 6.21 オープンアクセス及び研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表し、令和 4 年 4 月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については原則として 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience\\_r4.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf)

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「6.22 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

## 6.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）でも、NBDC（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開について、ご協力をお願いします。

No.	データの種別	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

## 6.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST RISTEX Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJRS+英数字 4 桁です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST RISTEX Japan Grant Number JPMJRSxxxx.

【和文】

本研究は、JST、RISTEX、JPMJRSxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

## 6.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

研究支援サービスのお知らせです。「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

○「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

## 6.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率

的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 6.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

### (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

### (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関

については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

## 6.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について  
研究機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該研究機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 5 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開

発管理システム（e-Rad）から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加

資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 6.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

## 6.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開

に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

### 6.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、府省共通研究開発管理システム(e-Rad) に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 6.31 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者情報データベースとして 30 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

### 6.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

## 第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

### 7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

### 7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

※推奨動作環境（[https://www.e-rad.go.jp/operating\\_environment.html](https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html)）を、あらかじめご確認ください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) 提案者は、事前に e-Rad への研究機関及び所属研究者の登録が必要です。

詳細は「7.5(1)」を参照してください。

(2) 提案者は、事前に研究インテグリティに係る情報を e-Rad に登録する必要があります。

詳細は「7.5(2)」を参照してください。

(3) e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-

Rad への入力を始めてください。

(4) 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。

詳細は「7.5 (4) e-Rad への応募情報入力」の「■ 応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

(5) 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。

詳細は「7.5 (5) 研究開発提案書の提出」の「■ 応募情報状況の確認」「■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」を参照してください。

### 7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報、研究インテグリティに係る情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。※  
詳細は 7.5(1)、(2)

↓

(2) 公募要領及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、公募要領と提案書様式をダウンロードします。**応募するプログラム・フェーズ等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。** ※詳細は 7.5(3)

↓

(3) 提案書の作成 (5MB 程度以内) ※詳細は 7.5(4)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間の目安は 60 分程度です。※詳細は 7.5(5)

↓

(5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。**応募するプログラム・フェーズ等により提出先が異なりますのでご注意ください。** ※詳細は 7.5(6)

7.4 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、**審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。**

事業に関する 問い合わせ及び 応募書類の作 成・提出に関す る手続き等 に関する問 合わせ	JST 社会技術研究開発 センター (RISTEX) 企画運営室	<b>お問い合わせは電子メールでお願いします。</b> 本プログラム応募に関するお問い合わせ： boshu-koritsu@jst.go.jp 社会技術研究開発事業全般の応募に関するお 問い合わせ： boshu@jst.go.jp
e-Rad の操作 方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○本事業の提案募集ウェブページ：<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 7.5 具体的な操作方法と注意事項

### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までには、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ○研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

#### ○部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには ID を取得していただく必要があります。

登録方法は、ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

### (2) 研究インテグリティに係る情報の登録

**※e-Rad の改修以降(2022 年 3 月 15 日以降)に本情報の入力を行っていない場合は必ず情報の登録を行って下さい。既に登録済みの方は必要ありません。**

2021 年 12 月 17 日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用 プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。

## 第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

このため、以下の手順に従い、**応募前**に e-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録をお願いいたします。

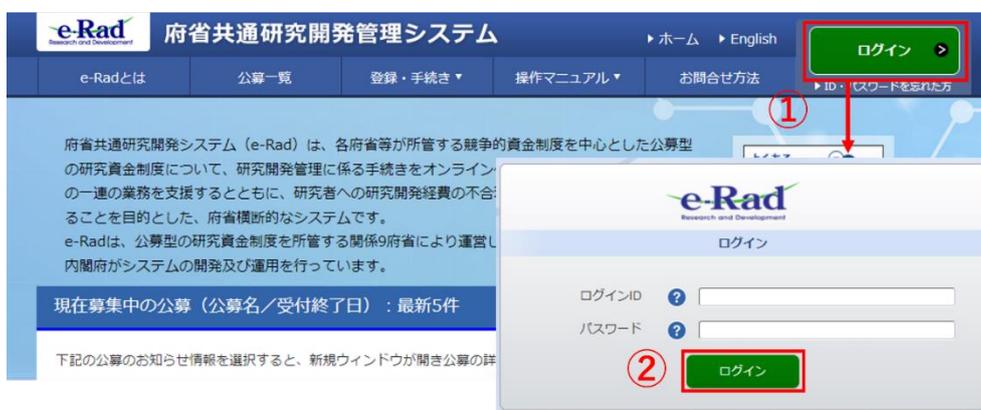
### ※e-Rad ログイン方法

① ポータルサイト画面右上の【ログイン】をクリックしてください。

② 提案者のログイン ID、パスワードでログインしてください。

※以降、ログインした研究者情報が右上の研究者の欄に自動的に表示されます。

※初回ログイン時は、初回設定が求められます。



1) e-Rad にログイン後、【研究者情報の確認・修正】をクリックしてください。



2) 続いて表示される「研究者情報の修正」の画面で【所属研究機関】タブをクリック。

3) 「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」の項目で【行の追加】をクリックして記入欄を表示。

4) 「(1) e-Rad 外の研究費」「(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等」の記入欄に入力してください。

※「機密保持契約締結有無」の欄で「有」を選択した場合は、エフォート以外の入力はありません。

※エフォートは合計が 100%を超えないようにして下さい。

5) 上記入力事項について適切に所属機関に報告をしていることを確認のうえ、「(3) 誓約状況」のチェックボックスにチェックしてください。

※この部分は必須となります。チェックマークが入っていない場合、応募ができません。

#### ④入力

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート	機密保持契約締結有無	削除
選択してください▼	<input type="text"/> 選択してください <input type="text"/> ( <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 )	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %	無▼	<input type="checkbox"/>

+ 行の追加 - 選択行の削除

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
<input type="text"/>	選択してください	<input type="checkbox"/>

+ 行の追加 - 選択行の削除

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

報告している ⑤必須

6) すべて入力が完了したら、【この内容で登録】をクリックしてください。

7) 「この内容で登録しますがよろしいですか？」と表示されるので【OK】をクリックしてください。入力が完了すると、「研究者情報修正完了」と表示されます。

(3) 公募要領及び提案書の様式の取得

- 1) 上部メニューの①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくは、クイックメニューの③「新規応募」をクリック。



- 2) 「検索条件」から簡易検索（「社会技術」やプログラム名など）し、公募名「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）（2023）」をクリック。





#### (4) 提案書の作成

- ・ 提案書の作成に際しては、本公募要領をよくご確認ください。
- ・ 提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。



#### 作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、必ず【5MB 以内】としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、次のようなエラーが発生する可能性があるため、必ず開いて確認してください。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(5) e-Rad への応募情報入力

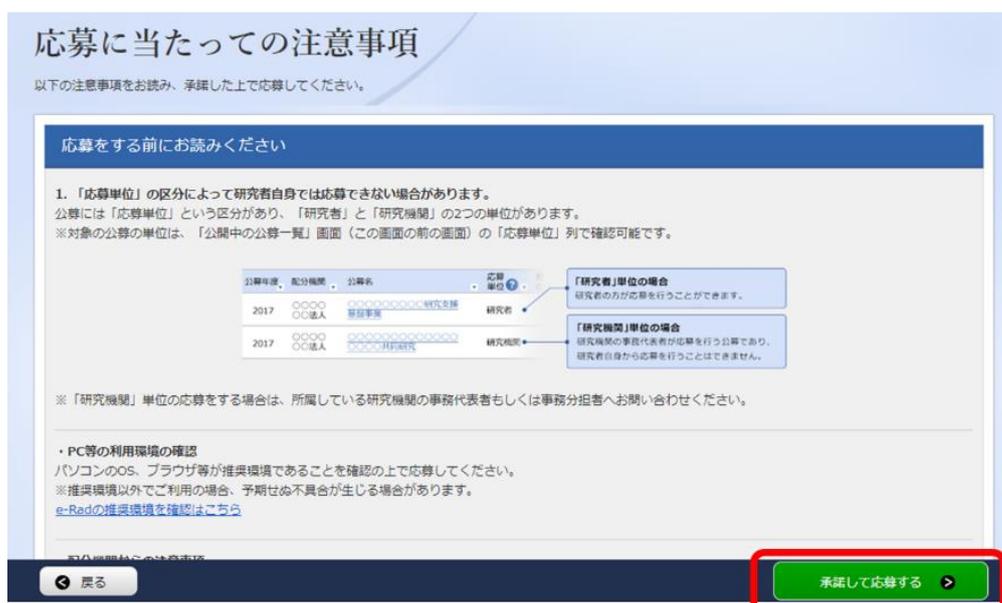
1) 公募の検索

公募名「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築) (2023)」の「応募する」をクリック。



2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。



■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。



2) 再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。



[応募/採択課題一覧] 画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】で、“社会技術”やプログラム名等で検索。

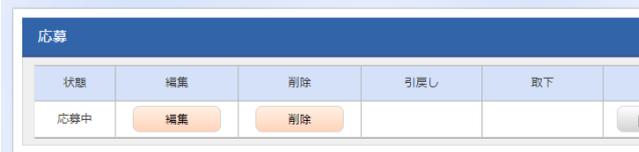
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。



検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。



表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。



### 3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、以下①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

#### ① 「基本情報」タブ

- ・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）： 2023（年度）

研究期間（終了）： 2026（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的：200 字以内で簡潔に記載してください。

研究概要：提案書様式 3「4.（1）PoCの実施を含め、プロジェクトで達成する目標」に記載する 300～600 字以内の概要文の内容を、転記してください。

**研究目的ファイル・研究概要ファイルのアップロードは行わないでください。**

The screenshot shows two sections: '研究目的' (Research Purpose) and '研究概要' (Research Summary). Each section has a text input area with a character limit (200 for purpose, 600 for summary) and a table for file uploads. The tables have columns for '名称' (Name), '形式' (Format), 'サイズ' (Size), and 'ファイル名' (Filename). The '研究目的ファイル' and '研究概要ファイル' rows are present, but the 'アップロード' (Upload) buttons and the file name input fields are crossed out with red X marks. The text input areas are highlighted with red rectangles.

・「基本情報-申請書類」から、**提案書をアップロード**してください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択して、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提案書以外の資料を提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

The screenshot shows the '基本情報-申請書類' (Basic Information - Application Documents) section. It features a table with columns for '名称' (Name), '形式' (Format), 'サイズ' (Size), 'ファイル名' (Filename), and '削除' (Delete). The row for '応募情報ファイル' (Application Information File) is marked as '必須' (Required) and has a size of 5MB. The '参照' (Reference) button is circled in red. Below the table, there is a '行の追加' (Add Row) button and a '選択行の削除' (Delete Selected Row) button. At the bottom, the 'アップロード' (Upload) button is also circled in red.

② 「研究経費・研究組織」タブ

- ・「研究経費」の2. 年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。

直接経費、間接経費とも **2023 年度から終了年度（2026 年度）** に予定する額を記載してください。（間接経費は直接経費の 30%です。）

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。  
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	固定(直接経費の30%)	固定(直接経費の30%)

2.年度別経費内訳

大項目	中項目	2023年度	2024年度	合計	
直接経費	直接経費	- 必須	,000 円	,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費 (上記経費の30%)	- 必須	円	円	0,000 円	
	合計		0 円	0 円	0 円

右にスクロール

- ・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

**研究代表者のみ記載してください。**

主たる実施者の記載は不要です。

予算額は研究代表者に全て計上してください。

直接経費、間接経費とも**初年度（2023 年度）の額**（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2023 年度と同じ額）を入力してください。

※**研究組織内の連絡事項は登録不要です。**

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

研究組織

**1.申請額（初年度）の入力状況**

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。  
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

**2.研究組織情報の登録**

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

研究者 を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部局 職/職階 <small>必須</small>	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 <small>必須</small>	直接経費 間接経費 <small>必須</small>	エフ ォ ー ト （%） <small>必須</small>	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	<input type="button" value="代表者"/> XXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	<input type="text"/> <input checked="" type="checkbox"/> ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学 <input type="text"/>	<input type="text"/> ,000 円 <input type="text"/> 0 円	<input type="text"/>			



(6) 研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。



e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたこととなります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

[応募/採択課題一覧] 画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。



【検索条件】で、“社会技術”やプログラム名等で検索。  
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。



正常に提出されていれば、「申請の種類 (ステータス)」が「配分機関処理中 申請中」と表示されます (e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります)。

募集締切日時までに「配分機関処理中 申請中」となっていない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中 申請中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。



■ 研究提案の JST による受理

**募集締切後**、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類（ステータス）」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

応募済	受理済	申請済
-----	-----	-----

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

※ **募集締切後は「引戻し」はできません。**

1) 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。



2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果

1～1件 (全1件)

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名 研究開発課題名	応募番号 採択番号	研究機関名 研究代表者	課題の 状態	申請の種 類 (ステータ ス)	編集/各種申請、 実績報告
2018	18006321	H30CREST「××と△△」(総括名) 見本	18006321 -	独立行政法人科学技術 振興機構 基礎研 市ヶ谷	応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ

1～1件 (全1件)

3) 応募／採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

年度	2018年度
事業名	戦略的創造研究推進事業 (さきがけ)「××と△△」領域
公募名	H30CREST「××と△△」(総括名)
課題ID	18006321
採択番号	-
研究開発課題名	見本
状態 (ステータス)	課題状態 応募中
ステータス履歴照会	申請状態 申請中

状態	編集	削除	引戻し	取下	閲覧	修正依頼
応募中			引戻し		<input type="checkbox"/> 閲覧	

## 第 8 章 提案公募 Q&A

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

(参考)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

e-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究代表者は研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

## 第 8 章 提案公募 Q&A

### (プログラムの修了申告について)

Q 過去に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了しましたが、もう一度受講する必要がありますか。

A 再度受講する必要はありません。e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と申告してください。

### (eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版の英語版の受講をお願いします。

### (提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、提案者である研究代表者には実施期間を通じて国内の機関等にて研究開発を実施できる体制を構築し、プロジェクトを推進できることが求められます。

### (重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本プログラムへの応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）」、科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践」研究開発プログラム及び 2023 年に発足する SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラムの新規枠の、2023 年度公募とは重複して応募することはできません。また、JST が運用する全ての競争的研究費制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A e-Rad からの応募に機関承認は不要ですが、事前の承諾は確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.9 研究機関等の責務等」もよくお読みください。なお、承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その研究機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータが研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(海外機関との連携について)

Q 研究開発を行う上で、海外との連携は推奨されますか。

A 本プログラムの掲げる課題は国内のみにとどまらず、現在・将来的に海外も同様な課題があることから、海外の知見・フィールド・人的資源の活用など海外との協働を対象とした提案も推奨します。ただし、開発した社会的孤立・孤独の予防のための社会的仕組みは、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場で実証する必要があります。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日が都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の記載について)

Q 提案書に記載する「研究開発費」には、委託研究契約を締結した場合に機関に支払われる間接経費も含む金額を記載するのですか。

A 研究開発費は直接経費を指します。間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%（直接経費総額の 50%の額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・ JST（プログラム総括）が本研究開発の実施上必要であると確認した上で流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるとき

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）では、以下のように例示されています。

1)管理部門に係る経費

－ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2)研究部門に係る経費

－ 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 特許関連経費

－ 研究棟の整備、維持及び運営経費

－ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－ 設備の整備、維持及び運営経費

－ ネットワークの整備、維持及び運営経費

－ 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－ 図書館の整備、維持及び運営経費

－ ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

－ 研究成果展開事業に係る経費

－ 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度

## 第 8 章 提案公募 Q&A

の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

(他制度での助成等)

Q 様式 7 に記載する現在受けている、あるいは申請中の助成について、「海外機関を含む」とありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究費について、具体的に何を記載すればよいですか。

A 応募時点において、提案者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなります。競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注) の形式をとるのですか。

(注) 委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研

究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

(主たる実施者とグループリーダーの定義)

Q 主たる実施者、グループリーダーの定義を教えてください。

A 主たる実施者：

JST は、予算執行を行う研究担当者が所属する機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開発費を支出します。委託研究契約を締結する機関ごとに、その機関を代表する 1 名の「研究担当者」を定めます。研究代表者以外の機関の研究担当者を、「主たる実施者」と呼びます。

グループリーダー：

プロジェクトは、研究開発内容や計画に応じて、複数の研究グループにより構成することができます。それぞれのグループを代表する実施者を「グループリーダー」と呼びます。

(複数の研究機関によりグループが構成されるなどの場合は、「主たる実施者」と「グループリーダー」は必ずしも一致しません。)

(主たる実施者/グループリーダーの e-Rad への登録について)

Q e-Rad に研究代表者以外に誰を登録する必要がありますか。

A 主たる実施者/グループリーダーを個別項目に登録してください。その他実施者の登録は不要です。

Q 主たる実施者/グループリーダーの中には e-Rad 研究者番号を持っていない者がいますが、e-Rad への登録は大丈夫でしょうか。

A 提案時に e-Rad 研究者番号が必要なのは研究代表者のみです。主たる実施者/グループリーダーや、その他の実施者等は応募時点では研究者番号は不要です。採択後、必要に応じ e-Rad 研究者番号を取得していただきます。

(年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A JST においては、実施者が研究開発期間を最大限に活用して研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・ただし、最終事業年度について研究開発期間終了日が当該事業年度の3月末以外の場合は、契約期間終了後61日以内でJSTが指定する日までに、上記報告書類を提出してください。

※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(採択課題や応募状況について)

Q RISTEX の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 以下ウェブページを参照ください。

2022 年度採択結果プレスリリース

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1580/index.html>

- ・ SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ、ソリューション創出フェーズ）
- ・ SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）
- ・ 科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題(ELSI)への包括的実践研究開発プログラム
- ・ 科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム

(英語公募要領の記載言語について)

Q 英語公募要領も公開されていますが、日本語版と全く同じ内容と理解して良いですか。

A 英語公募要領は日本語公募要領を翻訳し作成したものです。文言等によって万が一異なる理解が生じた場合、日本語版を正としてください。

Q 提案書は英語で作成しても良いですか。

A 本プログラムでは、社会的孤立・孤独の要因やメカニズム理解、新しい社会像の描出といった人文・社会科学などの知見を使った学術的な研究から、社会的孤立・孤独リスクの可視化・評価手法（指標等）、社会的孤立・孤独の予防施策の開発とその PoC（Proof of Concept: 概念実証）までを、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどの施策現場と協働して一体的に実施します。そのため、一定程度以上の日本語でのコミュニケーション能力が必要となることから、提案書は日本語で記載されたもののみを受け付けております。

## 第 9 章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については「4.2 研究開発期間」「4.3 研究開発費（直接経費）」を参照してください。

提案書様式などの書類一式や最新情報は、以下の事業ウェブページに掲出しています。

[https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)

提出書類の一覧は、以下のとおりです。

様式番号	書類名
様式 1	提案書（研究開発プロジェクト）
様式 2	研究開発プロジェクトの要旨
様式 3	研究開発プロジェクトの構想
様式 4	研究開発プロジェクトの計画
様式 5	研究開発費の見込み
様式 6	研究開発プロジェクトの実施体制
様式 7	他制度での助成等
様式 8	関連する業績・取り組みリスト
様式 9	人権の保護及び法令等の遵守への対応
様式 10	利益相反マネジメント

※指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。

※記載要領を参照し、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※応募にあたっては、「第 6 章 応募に際しての注意事項」をご理解の上、ご応募ください。

※「第 2 章 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」及び「第 3 章 研究開発プログラムの概要」に記載のプログラム総括の方針、並びに「第 4 章 4.8 選考にあたっての主な視点」もあわせて必ずご確認ください。

※研究開発提案の応募方法については、「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

※本文の文字のサイズは 10.5 ポイント程度を目安にするなど、レイアウト等も含め評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

※e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも行うことができます。外字や特殊文字などを使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。変換後の PDF ファイルも必ず確認してください。

※提出する提案書の PDF ファイルの容量は必ず 5MB 以内で作成してください。

※提案書様式内の青字の記載要領は、提出時に削除してください。

【様式 1】 提案書（研究開発プロジェクト）

研究開発プロジェクト名	※和文プロジェクト名（e-Rad に入力した研究開発課題名）（30 字程度）		
	※英文プロジェクト名		
キーワード	※貴提案の研究開発内容を端的に表すキーワードを記載してください。e-Rad に入力するキーワードと同一のものにしてください。		
研究開発期間	2023 年 10 月～ 年 月（ 年 ヶ月）※最長 2027 年 3 月		
希望する研究開発費（直接経費）	（千円）※上限 66,500 千円		
研究代表者氏名	（フリガナ）		生年月日 年 月 日（ 歳）
	（漢字等）		（西暦） （2023 年 4 月 1 日現在）
研究代表者所属機関・部署・役職			
協力組織	※共同研究機関や協力機関など、プロジェクトに協力する関与者・組織を記載してください。		
PoC 実施場所・対象	※PoC（Proof of Concept：概念実証）を実施する、具体的な国内の特定地域や学校、職場、コミュニティなどを記載してください。		
本提案の effort	2023 年度： _____ % ※研究代表者の effort について記載してください。		
総括との利害関係	プログラム総括との利害関係が	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
	※「様式 10 利益相反マネジメント」と対応させてください。		
アドバイザーとの利害関係	プログラムアドバイザーとの利害関係が	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
	※「様式 10 利益相反マネジメント」と対応させてください。		
研究開発提案者の利益相反	研究代表者に関する機関に所属する主たる実施者の参画が	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
	※「様式 10 利益相反マネジメント」と対応させてください。		
備考欄			

・・・様式 1 は 1 ページ以内・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

**【様式 2】 研究開発プロジェクトの要旨**

プロジェクト名	※和文プロジェクト名 (e-Rad に入力した研究開発課題名) (30 字程度)
研究代表者	〇〇 〇〇 (所属機関・部署・役職)
<p><b>【プロジェクトの要旨】</b></p> <p>※以下の項目について要旨を分かりやすく簡潔に記載してください。</p> <p>1. 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題と達成すべき目標・成果</p> <p>2. 研究開発要素①②③の概要</p> <p>(1) 研究開発要素①「社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」</p> <p>(2) 研究開発要素②「人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法（指標等）の開発」</p> <p>(3) 研究開発要素③「社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」</p>	

・・・様式 2 は 1 ページ以内・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

### 【様式 3】 研究開発プロジェクトの構想

#### 1. 解決すべき社会的孤立・孤独の予防に係る具体的な問題とその原因

##### (1) 研究開発プロジェクトで対象とする「社会的孤立・孤独」の定義

※プロジェクトの対象とする、社会的孤立・孤独とは何か、定義や考えを記載してください。その際、社会的孤立・孤独を当事者の自己責任と捉えるのではなく、社会・環境・時代も含めた視点で分析するという本プログラムの主旨を踏まえたものとしてください。

##### (2) 具体的な問題とその社会的背景や原因

※プロジェクトの対象とする、社会的孤立・孤独の予防に係る、解決すべき具体的な「問題」は何か、解決にあたりどのような「社会的背景や原因」があるのか、について客観的な根拠に基づいて提示してください。

##### (3) 研究開発プロジェクトの意義・優位性、研究開発としての新規性・独創性

※これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ問題が解決できないのか、国内外の関連する研究開発や取り組みの動向とその課題を整理した上で、プロジェクトの意義・優位性や、研究開発としての新規性・独創性を提示してください。

##### ① 研究開発プロジェクトの意義・優位性

##### ② 研究開発としての新規性・独創性

#### 2. 社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像、一次予防のためのビジョン

※プロジェクト終了後も含めて、「どのような成果」が、「誰（人・組織等）」に活用され、「どのように集団・組織・地域等が変容」し、社会的孤立・孤独を生まない社会につながると考えているのか、記載してください。

※本プログラムでは、既存の社会的孤立・孤独に関する取り組みの知見を活用しながらも、社会の構成員全体を対象にした社会的要因の改善により、そもそも社会的孤立・孤独を生まない社会的仕組みを創るという、一次予防の観点を重視しています。どのようにプロジェクトにおいて社会的孤立・孤独の一次予防につなげるのか、展望について提示してください。

#### 3. ウイズコロナ・ポストコロナの社会における貢献

※2020年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行により、社会的孤立・孤独の問題が顕在化・深刻化する中、今後、ウィズコロナ・ポストコロナの社会における望ましいつながり・ネットワークのありかたを追求し、これを積極的に構築していくために、どのように貢献できるか記載してください。

#### 4. 研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進する計画

##### (1) PoC の実施を含め、プロジェクトで達成する目標

※PoC (Proof of Concept : 概念実証) の実施を含め、研究開発プロジェクトで達成する目標について、300~600 字以内で簡潔かつ明確に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。

※本項目の内容を e-Rad「基本情報」の「研究概要」に転記してください。

※公募要領「3.3 PoC と社会実装に向けた準備」を参照の上、記載ください。

##### (2) 研究開発要素①②③を PoC まで一体的に推進する計画

※上記 (1) の目標を達成するために、公募要領「3.2 研究開発対象」にある研究開発要素「①社会的孤立・孤独メカニズム理解と、社会的孤立・孤独を生まない新たな社会像の描出」、「②人や集団が社会的孤立・孤独に陥るリスクの可視化と評価手法 (指標等) の開発」、「③社会的孤立・孤独を予防する社会的仕組み」の全てを PoC まで、どのように一体的に推進するのか、具体的に記載してください。

##### (3) 多様な関与者が協働する体制

※上記 (2) の計画を推進するための、人文・社会科学や自然科学の研究者並びに施策現場など社会の多様な関与者が協働する体制の構築状況について、記載してください。

※研究開発や、PoC 実施、社会実装への道筋において、提案段階で体制が十分ではない場合、いつまでにどのような個人・組織との連携を目指すのか、併せて記載してください。

##### (4) PoC 実施場所・対象 (国内の特定地域/学校/職場/コミュニティなど)、選定理由

###### ① PoC 実施場所・対象

※PoC 実施の対象とする国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを具体的に提示してください。

###### ② PoC 実施場所・対象の選定理由

※実施機関の所在地であることや、先行して取り組みを実施しているなどの他に、PoC 実施場所・対象が、プロジェクト目標達成のためになぜ適切であるのか、理由を記載してください。

##### (5) PoC 実施の仕組みの整備の見込み

※開発した社会的孤立・孤独の予防施策等の効果を施策現場で実証する PoC 実施の仕組みの整備の見込みについて記載してください。

##### (6) 研究知と現場知の融合、当事者の視点

※研究側と施策現場側双方のニーズや課題の相互理解をどのように促進するのか、記載してください。

※どのように各研究開発要素において新規性・独創性のある成果を創出し、その PoC の場として、実践活動を展開していくのか、また逆に、どのようにすでに行われてきた社会での実践活動の成果や問題点を抽出し、新規性のある研究開発としていくのか、記載してください。

※プロジェクトを推進するに当たって、社会的孤立・孤独の当事者 (潜在的なものを含む) の視点をどのように位置付

け、取り組みに含めるのか、記載してください。

### (7) 社会実装に向けた準備

※公募要領「3.3 PoC と社会実装に向けた準備」を参照の上、社会実装に向けた準備として、どのように公募要領「3.2 研究開発対象」の研究開発要素①②③を研究としてモデル化（条件が変わっても再現可能な状態）し、想定される成果の受益者や、研究開発期間終了後も継続して研究開発や社会実装を進める担い手などに向けたデモンストラーションを行うのか、記載してください。

## 5. PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成のために解決すべき課題、ボトルネック

※PoC 実施を含め、プロジェクトの目標達成に向けた課題・障壁や困難さ等のボトルネックや考えられるリスク（多様な関係者との連携や、技術開発が失敗する可能性）などを提示するとともに、その解決策や代替策の提案について記載してください。

## 6. プロジェクト終了後の成果の活用・展開

### (1) プロジェクトの成果の社会実装に関する構想

※研究開発期間が終了して、PoC の実施を含め、プロジェクトの目標を達成した後に、プロジェクトの成果を、誰が、どのように、資金をどう確保しながら、対象とする地域や他の地域、組織等へ普及・展開していこうと考えているのか、社会実装の道筋を可能な限り具体的に記載してください。

### (2) プロジェクトの成果の波及効果、インパクト

※プロジェクトの成果がどのようなインパクト（学術的・公共的価値の創出、現在及び将来の社会・産業ニーズへの貢献、国内外の他の分野・地域への波及・展開など）をもたらし得るのか、提案時点での見込みを記載してください。その際、どのような長期的アウトカムが SDGs（Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標）の達成に貢献できるのか、展望を含めてください。

・・・様式3は11ページ以内（目安）・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

【様式 4】 研究開発プロジェクトの計画

1. スケジュール

※次項の「2. 具体的な計画」との整合性に留意しながら、以下の記載例を参考に、各実施項目間の関係性が分かるように主なスケジュールを記載してください。また、できるだけ PDCA や、マイルストーン（いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる工程や指標）を記載してください。

実施項目	初年度 (2023年10月 ~2024年3月)	2年度 (2024年4月 ~2025年3月)	3年度 (2025年4月 ~2026年3月)	最終年度 (2026年4月 ~0年0月)
<b>大項目 1</b> 中項目 1-1 ○○グループ 中項目 2-2 △△グループ				
<b>大項目 2</b> 中項目 2-1 ○○グループ 中項目 2-2 △△グループ				
<b>大項目 3</b> 中項目 3-1 ○○グループ 中項目 3-2 △△グループ				
<b>大項目 4</b> 中項目 4-1 ○○グループ 中項目 4-2 △△グループ				

The diagram includes two milestones:
 

- マイルストーン①**: A diamond shape located at the start of the second period, connected by dashed lines to the end of the first period's 中項目 2-2 and the start of the second period's 中項目 2-1.
- マイルストーン②**: A diamond shape located at the start of the final period, connected by dashed lines to the end of the third period's 中項目 3-2 and the start of the final period's 中項目 4-2.



**【様式 5】 研究開発費の見込み**

**1. 費目別の研究開発費（直接経費）の見込み**

※プロジェクト全体の全期間について費目別に記載してください。

※間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。

※各費目において支出可能な経費の詳細は、「5.5 研究開発費」を参照してください。

単位：千円

研究開発費 (直接経費)	初年度 (2023年10月 ~2024年3月)	2年度 (2024年4月 ~2025年3月)	3年度 (2025年4月 ~2026年3月)	最終年度 (2026年3月 ~〇年〇月)	合計
物品費					
旅費					
人件費・謝金					
その他					
合計					

〈主要費用項目の説明〉

※全体の予算計画の合目的性（本研究計画の目的・趣旨への適合性）が分かるよう、主要費用項目の研究計画との関連や、使途目的を簡単に説明してください。特に全経費に占める割合の大きいものは研究開発活動上の必要性がわかるように記載してください。

2. 契約予定機関別の研究開発費（直接経費）の見込み

※プロジェクト全期間について JST と委託研究契約を締結する参画機関（契約予定機関）別に記載してください。

※間接経費は、原則直接経費の 30%を上限として措置されます。本表への記載は不要です。

単位：千円

契約予定 機関 (研究代表者/ 主たる実施 者)	初年度 (2023年10月 ~2024年3月)	2年度 (2024年4月 ~2025年3月)	3年度 (2025年4月 ~2026年3月)	最終年度 (2026年3月 ~〇年〇月)	合計
研究機関名 (研究代表者 名)					
研究機関名 (主たる実施者 名)					
研究機関名 (主たる実施者 名)					
合計					

### 3. 研究開発費（直接経費）の内訳（2023 年度/契約予定機関別）

※2023 年度（6 ヶ月分）の主な使途について、研究開発費の内訳を JST と委託研究契約を締結する参画機関（契約予定機関）毎に記載してください。

※JST では提案課題の選考と並行して研究契約締結のための事前調査を実施しています。本項に 2023 年度の契約予定機関として記載の無かった機関とも採択後の契約締結は可能ですが、事前調査が研究開始に間に合わず、当該機関との契約締結が遅れる可能性があります。なお、契約のための事前調査の結果は、提案課題の選考の経過・結果に影響を与えないものではありません。

契約予定機関 （研究代表者/主たる実施者）	費目	品名	積算根拠（単価・個数等） （千円）	概算額 （千円）
研究機関名 （研究代表者名）	物品費 旅費 人件費・謝金 その他	ソフトウェア 国内出張 技術補助	@16×1 個=16 @20×10 回=200 @1/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ヶ月=720	936
研究機関名 （主たる実施者名）	物品費 旅費 人件費・謝金 その他	ソフトウェア 国内出張 技術補助	@16×1 個=16 @20×10 回=200 @1/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ヶ月=720	936
研究機関名 （主たる実施者名）	物品費 旅費 人件費・謝金 その他	ソフトウェア 国内出張 技術補助	@16×1 個=16 @20×10 回=200 @1/時間×6 時間/日×20 日/月×6 ヶ月=720	936

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

【様式 6】 研究開発プロジェクトの実施体制

1. 研究開発実施体制

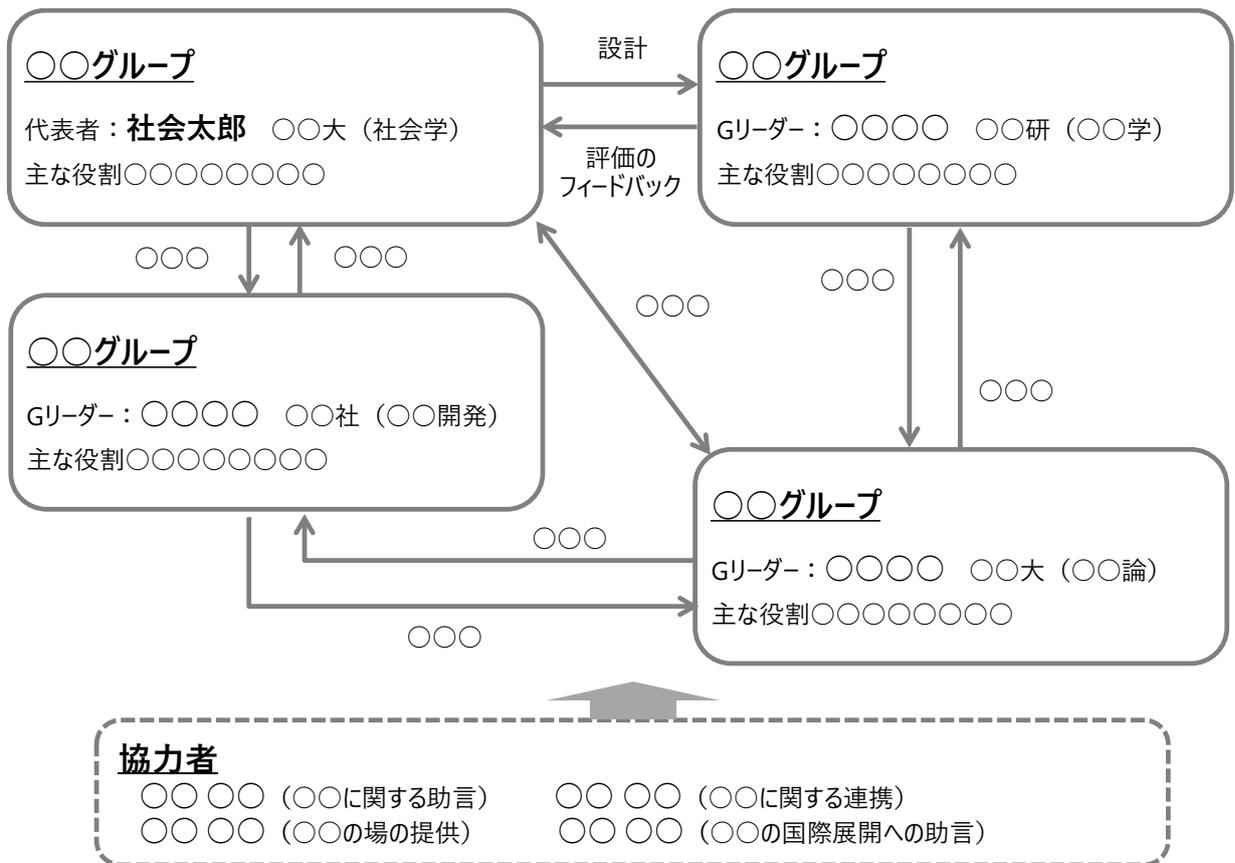
※研究開発体制を図示してください（以下の記載例は参考です、形式自由）。

※グループを構成する場合、提案するプロジェクトの内容や計画に合わせて、適切に設定してください（JST との委託研究契約を締結する機関の単位でなくとも構いません）。

※グループを構成する場合、グループリーダーの「氏名・所属・役職（専門分野）」と各グループの「主な役割」を記載の上、グループ間の関係性が分かるように示してください。

※研究開発実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係についても記載してください。

<記載例>



## 2. 研究開発実施体制（グループ別）

※グループごとにメンバーを記載してください。

※研究実施者は複数のグループに所属することができます。

### 2-1. ○○○グループ（研究代表者が率いるグループ）

#### （1）実施項目

※「様式 4」の「1. スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

#### （2）プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

#### （3）実施者リスト

※エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください。エフォートは、予算執行を行う研究担当者（委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者（研究代表者、主たる実施者））について記載し、他は斜線にしてください。

※研究実施者の内、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員○名」「アルバイト○名」といった記載でも構いません。

※研究実施者の行は必要に応じて追加してください。

研究代表者 氏名	所属	役職 (身分)	エフ オ ー ト	役割
○○ ○○	○○大学 ○○学部	准教授	○○%	統括・全体調整
研究実施者 氏名	所属	役職 (身分)	エフ オ ー ト	役割
○○ ○○	○○市○○課			地域との調整、ニーズ探索
○○ ○○	○○大学○○部	教授	○○%	○○研究の設計・研究者の探索
研究員○名				

### 2-2. ○○○グループ

※複数のグループを構成する場合、2-1と同様に、以下にグループごとに記載してください。グループ数に上限はありませんが、研究代表者の研究開発構想の遂行に最適で必要十分なグループを編成してください。

※グループ数に応じて、本項目をコピーして追加してください。

#### （1）実施項目

(2) プロジェクトにおける本グループの位置づけ

(3) 実施者リスト

グループ リーダー 氏名	所属	役職 (身分)	エフ オ ー ト	役割
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇学部	准教授	〇〇%	ワークショップの設計・実施
研究実施者 氏名	所属	役職 (身分)	エフ オ ー ト	役割
〇〇 〇〇	〇〇大学 〇〇部	教授	〇〇%	〇〇研究の設計・研究者の探索
〇〇 〇〇	〇〇市 〇〇課			地域との調整、ニーズ探索
研究員〇名				

3. その他の研究開発協力者・機関

※プロジェクトに直接的に参画するのではないが、プロジェクトや各グループの活動に、何らかのかたちで連携・協力する者や機関（すでに了解を得ている、あるいは交渉中である者や機関）があれば、ここに記載してください。

協力者・協力機関名	協力内容	これまでの 協力関係の有無
〇〇大学 〇〇学部 〇〇〇〇教授	〇〇実施の協力	有
〇〇〇〇株式会社 〇〇部	〇〇のデータ提供、現場との連携調整	有
〇〇市役所 〇〇部 〇〇課	〇〇に関する助言	無
NPO 法人〇〇 〇〇〇〇理事	〇〇に関する助言、協力	有

4. 実施体制に関する特記事項（代表者の特別任務、所属機関の変更、海外機関の参画）

※研究代表者が、特別の任務（研究科長等の管理職、学会長など）により仕事時間（エフォート）を要している場合には、その旨を記載してください。

※研究代表者及び主たる実施者が、現在の所属機関と、採択後（2023年10月以降）に研究を実施する機関が異なる場合には、その旨を記載してください。

※海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に主たる実施者としてプロジェクトに参加される場合、その理由を記載してください（「5.10 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合」 「第8章 提案公募 Q&A」参照）。

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

**【様式 7】 他制度での助成等**

※研究代表者及び主たる実施者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団、海外機関を含む）について、制度名ごとに、研究開発課題名、研究期間、本人受給研究費の額、役割、エフォートを記入してください。

※公募要領「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」も参照してください。

※記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※面接選考の対象となった際には、最新の他制度の助成状況を申告・提出していただきます。

研究代表者：〇〇 〇〇

制度名	受給状況	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	本人受給研究費 (直接経費)	エフォート (%)
					(1)期間全体 (2)2024 年度予定 (3)2023 年度予定 (4)2022 年度実績	
SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム（社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築）※本提案	申請中		2023.10 ～ 2027.03	代表	(1) 27,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 4,000 千円 (4) —	20
科学研究費補助金基盤研究 (B)	受給	××による◇◇の開発 (〇〇〇〇)	2020.04 ～ 2024.03	代表	(1) 15,000 千円 (2) — (3) 3,500 千円 (4) 8,000 千円	20
〇〇財団助成金事業	受給	××による◇◇の分析 (〇〇〇〇)	2023.4 ～ 2024.3	代表	(1) 1,000 千円 (2) — (3) 1,000 千円 (4) —	5
戦略的創造研究推進事業 (CREST)	申請予定	××による◇◇の創成 (〇〇〇〇)	2023.10 ～ 2028.03	分担	(1) 30,000 千円 (2) 8,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) —	20
					(1) (2) (3) (4)	

主たる実施者：△△ △△

制度名	受給 状況	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表 /分担)	本人受給研究費 (直接経費)	ポート (%)
					(1)期間全体 (2)2024 年度予定 (3)2023 年度予定 (4)2022 年度実績	
SDGs の達成に向けた 共創的研究開発プロ グラム（社会的孤立・孤 独の予防と多様な社会 的ネットワークの構 築）※本提案	申請中		2023.10 ～ 2027.03	分担	(1) 18,000 千円 (2) 2,000 千円 (3) 2,000 千円 (4) —	15

※主たる実施者数に応じて、本表をコピーして追加してください。

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

**【様式 8】 関連する業績・取り組みリスト**

**(1) 研究代表者**

氏名	
<p>〈経歴〉</p> <p>※学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。</p>	
<p>〈主要な実績〉</p> <p>※近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、この提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に * 印を付けてください。</p> <p>〈著書・学術論文等の成果の場合〉 (著者 (著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)</p> <p>〈取り組みの成果の場合〉 (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)</p>	
<p>〈RISTEX における研究開発への参画経験〉</p> <p>※過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域・プログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。</p>	

・・・ 研究代表者 1 人につき 1 ページ (目安) ・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

(2) グループリーダー

氏名	
<p>〈経歴〉</p> <p>※学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。</p>	
<p>〈主要な実績〉</p> <p>※近年実施した取り組み、著書、学术论文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。グループリーダー本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。</p> <p>〈著書・学术论文等の成果の場合〉                  (著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)</p> <p>〈取り組みの成果の場合〉                  (実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)</p>	
<p>〈RISTEX における研究開発への参画経験〉</p> <p>※過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域・プログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。</p>	

※グループリーダー数に応じて、本表をコピーして追加してください。

・・・ グループリーダー 1 人につき 1 ページ (目安) ・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

**【様式 9】 人権の保護及び法令等の遵守への対応**

※研究開発計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記載してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究開発機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

※チーム内に海外の共同研究グループが含まれる場合は、研究開発代表者グループ及び国内の共同研究開発グループの安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。

※なお、該当しない場合には、その旨記載してください。

### 【様式 10】 利益相反マネジメント

※評価者（プログラム総括、プログラムアドバイザー）との利害関係の有無、及び研究代表者に関する機関の参画の有無について、以下のチェック項目にて申告してください。該当する場合は、その内容を具体的に記載してください。

※利益相反マネジメント、利害関係の定義など詳細については、公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施」もご確認ください。

※プログラム総括及びプログラムアドバイザーの一覧は、以下のウェブページを参照ください。

<https://www.jst.go.jp/ristex/funding/solve-koritsu/index.html>

#### 1. 研究代表者と、プログラム総括との利害関係の有無

プログラム総括との利害関係が  ある  ない

利害関係の理由・内容：

<記載例> 現在進行中のものではないが、過去、〇〇事業「プロジェクト」（代表者〇〇、20XX～20XX 年）にてプログラム総括と共同研究を実施しており、利害関係にあたる可能性がある。

#### 2. 研究代表者と、プログラムアドバイザーとの利害関係の有無

プログラムアドバイザーとの利害関係が  ある  ない

利害関係にあるアドバイザー名： 〇〇 〇〇

利害関係の理由・内容：

<記載例> 現在、同一の組織に所属しており、利害関係者にあたる。

公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント」利害関係者の要件（要旨）

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等または同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者。）
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

### 3. 研究代表者に関する機関に所属する、主たる実施者の参画の有無

研究代表者に関する機関に所属する、主たる実施者の参画が  ある  ない

該当する機関名（研究者氏名）：○○○○株式会社（○○ ○○）

その理由・内容：

<記載例> 研究代表者の研究開発成果をもとに設立した機関であり、現在は技術顧問の立場で直接経営には関わっていないが、2024年7月より役員に就任する可能性がある。

#### 公募要領「4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

##### (2) 研究代表者の利益相反マネジメント」研究代表者に関する機関の要件（要旨）

「研究代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。

なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」という）についても同様に扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

・・・ 様式 9、様式 10 で 2 ページ程度（目安） ・・・

青字部分は記入上の注意事項です。提出の際には削除してください。

## 第 10 章 参考資料

(関連ウェブページ等)

■ 国際連合広報センター

- ・ 2030 アジェンダ

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

■ 日本経済団体連合会

- ・ 経団連 SDGs 特設サイト

<https://www.keidanrensdgs.com/>

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部

- ・ SDGs アクションプラン 2023

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai13/sdgs\\_actionplan2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai13/sdgs_actionplan2023.pdf)

■ 内閣府

「総合知」ポータルサイト「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策中間とりまとめ」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>

■ 内閣官房 孤独・孤立対策担当室

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画（令和 4 年 12 月 26 日孤独・孤立対策推進会議決定）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten\\_keikaku/r04/](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/r04/)

■ 文部科学省

- ・ 科学技術社会連携委員会「新たな科学技術の社会実装に係る研究活動における人文社会科学と自然科学の連携の推進について」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/092/houkoku/1410641.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/092/houkoku/1410641.htm)

- ・ STI for SDGs の推進に関する基本方針

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408737.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408737.htm)

- ・ STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sdgs/1408738.htm)

■ JST

- ・ 持続可能な開発目標(SDGs) への科学技術イノベーションの貢献 —JST の方針—  
<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>
- ・ 「STI for SDGs」 アワード  
<https://www.jst.go.jp/sis/co-creation/sdgs-award/>
- ・ 「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)」 2021 年度 公開オンラインセミナー/募集説明会  
(2021 年 7 月 1 日)  
[https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20210701\\_01.html](https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20210701_01.html)
- ・ サイエンスアゴラ 2021 国際セッション 『『つくりたい未来』 –社会不安の根源を問い直す』  
(2021 年 11 月 5 日)  
<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/2021/session/05-a17.html>
- ・ 「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)」 2022 年度提案募集に向けた公開ワークショップ 「“社会的孤立・孤独”の何が問題なんだろう? ~解決すべき“社会的孤立・孤独”を、社会のあり方から一緒に変えていこう~」  
(2022 年 3 月 29 日)  
[https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20220329\\_01.html](https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20220329_01.html)
- ・ 「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)」 2023 年度提案募集に向けたワークショップ 「どのような時に人は孤立・孤独に陥るの? その一次予防の仕組みを考える」  
(2023 年 3 月 29 日)  
[https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20230329\\_01.html](https://www.jst.go.jp/ristex/info/event/20230329_01.html)

【お問い合わせ先】

**お問い合わせは、電子メールでお願いします。**

また、以下 RISTEX 提案募集ウェブページに最新の情報を掲載しますので、あわせて参照してください。

[https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal\\_2023.html](https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/proposal_2023.html)

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

- 本プログラムへの応募に関するお問い合わせ：boshu-koritsu@jst.go.jp
- 社会技術研究開発事業への応募全般に関するお問い合わせ：boshu@jst.go.jp

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-057-060(ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く